

◎議 事 日 程（第 4 号）

令和 4 年12月12日（月曜日）午前 9 時30分 開議

- 日程第 1 議案第49号 愛西市個人情報保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第 2 議案第50号 愛西市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第 3 議案第51号 愛西市観光案内所の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第52号 愛西市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について
- 日程第 5 議案第53号 愛西市手数料条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第54号 愛西市社会福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第55号 愛西市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第56号 調停の申立てについて
- 日程第 9 議案第57号 愛西市西保地区防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第58号 愛西市勝幡地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第59号 愛西市町方地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第60号 愛西市川淵地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第61号 愛西市草平地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第62号 愛西市藤浪地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第63号 愛西市立田地域交流拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第64号 令和 4 年度愛西市一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第17 議案第65号 令和 4 年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第18 議案第66号 令和 4 年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第19 議案第67号 令和 4 年度愛西市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第20 議案第68号 令和 4 年度愛西市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第21 請願第 3 号 「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願書
- 日程第22 議案第69号 愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第70号 愛西市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

- 日程第24 議案第71号 愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
 日程第25 議案第72号 愛西市職員の給与に関する条例及び愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
 日程第26 議案第73号 令和4年度愛西市一般会計補正予算（第9号）
 日程第27 議案第74号 令和4年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
 日程第28 議案第75号 令和4年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第4号）
 日程第29 議案第76号 令和4年度愛西市水道事業会計補正予算（第4号）
 日程第30 議案第77号 令和4年度愛西市下水道事業会計補正予算（第3号）
 日程第31 委員会付託について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（18名）

1番	馬 淵 紀 明 君	2番	佐 藤 旭 浩 君
3番	中 村 文 武 君	4番	河 合 克 平 君
5番	真 野 和 久 君	6番	山 田 門左エ門 君
7番	吉 川 三津子 君	8番	杉 村 義 仁 君
9番	角 田 龍 仁 君	10番	石 崎 誠 子 君
11番	原 裕 司 君	12番	佐 藤 信 男 君
13番	近 藤 武 君	14番	神 田 康 史 君
15番	鬼 頭 勝 治 君	16番	山 岡 幹 雄 君
17番	高 松 幸 雄 君	18番	竹 村 仁 司 君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	平 尾 理 君	総 務 部 長	近 藤 幸 敏 君
市民協働部長	人 見 英 樹 君	企画政策部長	西 川 稔 君
教 育 部 長	三 輪 進一郎 君	保険福祉部長	小 林 徹 男 君
健康子ども部長	清 水 栄利子 君	産業建設部長	宮 川 昌 和 君
上下水道部長	山 田 英 穂 君	総 務 課 長	佐 藤 博 之 君
人 事 課 長	青 木 万 亀 雄 君	社会福祉課長	田 口 貴 敏 君
高齢福祉課長	八 木 久 美 子 君	学校教育課長	猪 飼 政 和 君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 鷺尾和彦
書記 猪飼隆善

議事課長 大原守人
書記 杉本昌哉

午前 9 時30分 開議

○議長（杉村義仁君）

おはようございます。

本日は御苦労さまでございます。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

次に、追加議案について、議会運営委員会で協議されましたので、議会運営委員長より報告をしていただきます。

○議会運営委員長（近藤 武君）

おはようございます。

それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

追加議案として議案第69号から議案第77号が提出されましたので、去る12月7日に議会運営委員会を開催し御協議いただきました結果、本日御審議願うことに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（杉村義仁君）

ただいま議会運営委員長から報告がありました議案を追加いたしました。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

次に、これから議案質疑に入りますが、質疑におきましては愛西市議会会議規則第54条で、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと明記されております。同条第2項では、この規定に反するときには議長が注意することになっております。また、同条第3項には、自己の意見を述べることはできないとなっております。発言をする際は、議案の範囲内で説明を求めるようにしてください。

理事者側におかれましては、答弁漏れのないよう的確な答弁に努めてください。

議案質疑については、事前に通告制を取っておりますため、通告書に基づき質疑を行い、また新型コロナウイルス感染症の観点から、議員側も理事者側も時間短縮に努めてください。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・議案第49号及び日程第2・議案第50号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

日程第1・議案第49号：愛西市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について及び日程第2・議案第50号：愛西市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを一括議題とし、質疑を行います。

質疑をされる議員は、議案番号と議案名を述べてから質疑を行ってください。

それでは、通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

では、議案第49号：愛西市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について質問をいた

します。

大変難しい法律であり、分からないところがたくさんあるんですけども、この条例を制定することによって職員の方々の業務内容がどのように変わるのか、新しい業務はこんなのができるとかそんな説明と、それから市民の個人情報がかような場合は他の組織に公開されるんだとか、市民への影響ですね、その辺について詳しく説明をいただきたいと思います。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

それでは、まず1点目の市の業務で変わることといたしましては、個人情報ファイル簿の作成及び公表をするほか、愛西市情報公開・個人情報保護審査会に対し、個人情報の適正な取扱いの確保について諮問をいたします。

次に、市民の方への影響でございますが、こちらは個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求について、原則として本人または法定代理人しか認められていませんでしたが、任意代理人にも認められるということでございます。以上でございます。

#### ○7番（吉川三津子君）

この個人情報の開示について、法定代理人とか任意代理人というお話があったんですけども、具体的にどういった方が当たるのか、もしかして死亡されていた場合は親族ができるのか、そういったことなのか、その辺詳しく教えていただきたいと思います。

#### ○総務課長（佐藤博之君）

では、新たに認められることになりました任意代理人について、まずは御説明をさせていただきます。

まず、親権者。申請者が18歳未満の場合、本人に代わって身分上及び財産上の監督保護、教育を内容とする権利義務を有する方。また未成年後見人として、申請者が18歳未満の場合で親権者がいないとき、または親権者が管理権、財産に関する権限を有しないときに後見となる方。また成年後見人といたしまして、申請者が成年被後見人の場合で、本人に代わって法律行為を行う方、または本人による法律行為を補助する方になります。

それで、死亡された方の取扱いでございます。個人情報の開示等請求制度は本人が請求し、本人に対し本人自身の情報を開示等する制度であるため、愛西市情報公開条例第3条に基づく公開請求から愛西市個人情報保護条例第16条による保有個人情報の開示請求を行うことにより、非公開情報から開示情報への移行が生じる場合があります。また、死者の情報であった場合でありましても、請求者自身の個人情報とみなし得る情報は、請求者自身の個人情報と考えてよい場合があるとされておりますことから、その場合は、請求者が相続人であり、死者の財産が請求者に帰属していることを証する書類や戸籍証明等が必要とされておりますので、私どもとしては、請求者が死んだ場合でありましても、その相続人である方が戸籍証明等を御用意していただいた場合には公開をしているところでございます。以上でございます。

#### ○議長（杉村義仁君）

よろしいですか。

では次に、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、質問したいと思います。

まず第49号について最初に質問を行います。

今回の個人情報保護に関する法律施行条例の制定についてということで、これまでの個人情報保護条例がこの形に変わるわけですが、基本的に今回からは国の個人情報保護法に基づいた、ある意味運用に関わる条例に変わってくる点が大きく変わってくると思います。その点で特にやはり問題であるというふうに、その個人情報保護法そのものの問題点として、例えば要配慮個人情報やオンライン結合の規制を一律に規定したりとか、自治体がやるんですね、あるいは審議会の構成を制限したりとか、そうしたことをいろいろとやってきているということや、あるいはその個人情報そのもののいわゆる運用に関しても、かなりこれまでの自治体が行ってきたものとは緩い形になってしまうというところが法律の大きな問題点であると思います。

そうした点で、この愛西市としての個人情報について、国からの問題はともかくとしても、少なくとも市独自に市が行う情報収集等について、個人情報の保護、独自の保護を行える規定を付け加えることは可能なのかについてお尋ねをします。

また、様々な問題点はありますが、例えば条例第3条の個人情報取得事務の記載について、個人情報の収集の具体的な内容のほうについて、説明をお願いします。

また、要配慮個人情報の内容等収集の方法についても説明をまずお願いをしたいと思います。

50号のほうも一緒にすみません、よろしいですか。

○議長（杉村義仁君）

はい。

○5番（真野和久君）

それでは、次に議案第50号についてお尋ねをしたいと思います。

最初に条例第2条による調査・審議について、具体的にどのようなことを行うのかについてお尋ねします。

また、条例第5条にあります審査会の委員ですが、優れた見識を有する者とありますけれども、その基準についてお尋ねをします。

○総務課長（佐藤博之君）

まず、議案第49号の1点目でございますが、市の独自の規定についてでございます。

条例において、法律上の共通ルールよりも保護の水準を弱めることは基本的には認められていないとともに、保護の水準を高めることも地域の特性に照らして特に必要がある場合に限り行われるべきものとされております。

次に、個人情報の収集の方法の具体的な内容と要配慮個人情報についてでございます。

こちらは、各種手続等を行う際の申請書や届出等により本人から収集するほか、実施機関内、他の実施機関、他の官公庁、家族などから収集する場合があります。要配慮個人情報は、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実などが該当いたします。また、収集方法につきましては、通常の個人情報と同じ取扱いになります。

続きまして、議案第50号の調査・審議の内容についてでございますが、こちらは、情報公開制度及び個人情報保護制度における審査請求の調査・審議内容といたしましては、開示請求に係る保有個人情報の一部開示決定、不開示決定等に対する不服申立てに対して意見を述べる、また関係人に意見書または資料の提出を求めるほか、事実の陳述や鑑定等の調査をする、また関係人から申立てがあった際に意見陳述の機会を与えるなどとなります。

また、個人情報の適正な取扱いの確保についての調査・審議内容といたしまして、まず1点目が、愛西市個人情報の保護に関する法律施行条例の改廃の立案に意見を述べる、2点目といたしまして、保有個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止など、安全管理措置の基準を定め、変更し、または廃止に関して意見を述べる、3点目として、特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べる、4点目として、実施機関における運用上の基準に意見を述べるなどとなります。

続きまして、条例第5条の優れた識見を有する者の基準でございますが、弁護士や元職を含め、大学教授など幅広い知識・経験を有し、社会的にも評価される方に務めていただきたいと考えております。以上でございます。

#### ○5番（真野和久君）

今の答弁で、市独自の保護を行える規定の問題ですが、やめることは当然論外であるので、それは駄目で当たり前ですけれども、高めることについて必要に限り可能というふうに今答弁されましたが、愛西市としてそうしたことを行っていく、例えば市独自に取得をする場合には個人からしか聞かないとかそうしたことを含めて、そうした強化ということについてどのように考えているのかお尋ねしたいというふうに思います。

それから、第50号のほうですけれども、見識を有する者、現在基本的に情報公開審査会と同じになると思うんですけれども、現在情報公開審査会のほうでは識見を有する方というのは、弁護士あるいは教授等、そうした方は今どういうふうに配置されているのかについてお尋ねします。

#### ○総務課長（佐藤博之君）

まず、地域の特性に照らし特に必要がある場合として考えられるものについて御説明させていただきます。

情報公開条例との整合を確保するため、本人からの開示等請求における不開示情報の範囲を修正すること等が想定されております。ただし、国の見解といたしましては、個人情報保護は憲法上の事件とも密接に関係した個人の権利利益を保護するための普遍的な要請であり、その内容や程度について地域差があるとは考え難い、また全国的なルールを設定するという法全体の趣旨が損なわれる恐れがあるとの見解も示されております。

次に、収集方法に関する考え方について御説明をさせていただきます。

法第61条第1項及び第2項において、法令上の事務の遂行に必要な個人情報しか取得することが認められていないため、特定の種類の個人情報の取得について重ねて制限規定を置く意義は乏しいとされております。また、法第74条第1項第6号及び法第75条第1項において、要配

慮個人情報を取得しているか個人情報ファイル簿に明記し、公表することを持って情報利用の透明性を確保するとされており、現状において私どもは特定の規定を設ける考えはございません。以上でございます。

次に審査会に関する御説明をさせていただきます。今の現状でございます。弁護士1名、元職も含め教授に関してはお一人務めていただいております。以上でございます。

**○議長（杉村義仁君）**

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・議案第51号（質疑）

次に、日程第3・議案第51号：愛西市観光案内所の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、11番・原裕司議員、どうぞ。

○11番（原 裕司君）

それでは、議案第51号：愛西市観光案内所の設置及び管理に関する条例の制定について、質問させていただきます。4点ほどお願いいたします。

商工会の事務所を間借りしておったわけですが、独立した建物ができ、案内所ができることとなるわけですが、この職員配置に関してお伺いをしたいと思います。

それと、2点目ですが、観光情報という文言があります。一般的にはパンフレット等の設置等が考えられるわけですが、どのような方法でこういった情報を発信されるのかお伺いいたします。

それと、特産品とありますけれども、これもどのようなものを検討されているのか、文化財等もあるわけですが、そういったものも含めてお伺いしたいと思います。

それと、4点目です。案内所の開放時間についてお伺いをしたいと思います。

以上4点お願いいたします。

○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは、順次御説明いたします。

まず、案内所における職員の配置ということでございますが、職員配置は正規職員2名とあと会計年度任用職員2名でございます。

続きまして、観光情報の提供、またその方法ということでございますが、観光情報の提供は市内の史跡の案内や観光ポスターの掲示、あと市のPR動画、パンフレットの配架などを行います。

続きまして、特産物というのはどういうものかということでございますが、特産物は愛西市商工会や愛西市の観光協会の推奨品や市内の地酒等を展示する予定でございます。

次に、開放時間はということでございますが、開放時間につきましては午前9時から午後5時を予定しております。以上です。

○11番（原 裕司君）

開放時間が9時から5時ということで、夜間帯の安全管理も含めて検討が必要だというふうに考えられますけれども、夜間の防犯対策、こういったものはどのような形で考えられているのかお伺いします。

○産業建設部長（宮川昌和君）

防犯カメラにつきましては観光案内所の中と外に設置をいたしまして、夜間の防犯対策につきましては警備会社に委託をいたします。以上です。

○議長（杉村義仁君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

議案第51号：愛西市観光案内所の設置及び管理に関する条例の制定について質問いたします。

1つ目の、管理は誰がするのかとかスタッフの常駐については、今質問があり答弁がありましたので、1回目の質問は省略いたします。

あと、この観光案内所の維持管理は幾らぐらいかかって誰が負担をするのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○産業建設部長（宮川昌和君）

維持管理の関係でございます。維持管理費でございますが、200万円程度で考えております。あと市のほうが負担をいたします。以上です。

○7番（吉川三津子君）

先ほど省略いたしました質問1についてでございますが、スタッフが常駐するというので、正規2名、任用職員が2名ということですが、これは人数は今までと変更しないのか、市からの補助金でこの人件費が支払われているのか、増額等はないのか、その点について確認をさせていただきたいと思っております。

それからもう一つ、先ほど事業の内容等について、維持管理費についても説明をいただきましたが、条例の第4条の案内所に次に掲げる事業を行うものとするということで、3号で前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業ということを上げていらっしゃるんですが、具体的に市長が必要と認める事業ということをつけ加えていらっしゃるからには、何らかの想定があると思っております。具体的にどのような事業を想定しているのか教えてください。

○産業建設部長（宮川昌和君）

1点目のスタッフの問題でございます。もともと3名だったところをちょっと1名増ということで、こちらにつきましては、職員がペアで出たり、あと中に残る職員の安全性のほうを配慮しております。これにより、補助金、人件費補助をしておりますので、そちらについては増額になるというふうに考えております。

あと、維持管理のほうで、4条3号のお話でございます。市長が特別に認める場合というも

のですが、今のところではございますが、グッズの販売などをしていきたいというふうに考えておりますので、そちらが市長が特別に認める場合というところに該当するかというふうに思います。以上です。

○7番（吉川三津子君）

議長すみません、聞き取りしにくいところがあったので、もう一回聞いてよろしいでしょうか。

○議長（杉村義仁君）

じゃあ、聞き取りにくいところがあったということですので、もう一回説明そのものをお願いします。

○7番（吉川三津子君）

聞き取りにくかったところを言いますが。聞きにくかった点を先に申し上げないといけないかと思いますが、発言していいですか。

○議長（杉村義仁君）

それは、聞き取れなかったところがありますか。

○7番（吉川三津子君）

いえ、私が聞き取りにくかったんです。

○議長（杉村義仁君）

はい。

○7番（吉川三津子君）

先ほど、人数が1人増えて増額するかというところを聞いたんですけれども、この増額についてどうお答えになったのか、すみません、お互いマスクをしているので聞き取りにくくて申し訳ございません。

○産業建設部長（宮川昌和君）

1人増ということで、観光協会に対しましては人件費補助のほうを行っておりますので、そちらが増になるということでお答えをさせていただいています。

○議長（杉村義仁君）

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第51号：愛西市観光案内所の設置及び管理に関する条例の制定について質問をいたします。

まず、つくられると、設置をされるということなので、どのようなものを設置されるのかということについて、建物の広さ、また構造などについて確認をさせていただきます。

また、この観光案内所は施行されるのは規約で、規則で定めるということになっておりますが、開始はいつ頃から利用が開始できるのかについて確認をさせていただきます。

また、人の配置については、先ほど2名と2名ということで4名と、1人増加ということが分かりましたので、このことについては回答はいいです。

また、管理の方法についてももう一度聞いておりますが、それについては再度どのような管理を行っていくのかについて確認をさせていただきます。お願いします。

○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは、順次御答弁いたします。

初めに、建物の広さや構造ということでございますが、鉄骨造り2階建て、延べ床面積が147.35平方メートルでございます。

次に、利用開始の日ということでございますが、こちらにつきましては令和5年度の早い時期に利用開始を考えております。

次に、管理の方法でございますが、管理方法につきましては愛西市の観光協会に委託をいたします。以上です。

○4番（河合克平君）

では、建物の広さや構造については計画よりも少し広いのかなというふうに思ったんですが、110平米ぐらいだったと思うんですが、その広くしたことによってどんな利点があるのか、2階建てにしたということについて、どんな利点があるのかについても1点再質問をお願いします。

あと、利用開始は5年の早い時期ということでお話はありましたが、その目標とすべき時期などがもしあれば、工事の状況もあると思いますが教えてください。

あと、人の配置を今1人増やすということなんですが、特に観光案内所ということになれば、案内をするということも当然いらっしゃる方に必要だと思いますが、営業に出るようなそういうイメージもあるのか、それについてお願いをいたします。

管理の方法は観光協会に委託をするということですが、指定管理業者との関わり、また新たに今後指定管理業者になる、新たな指定管理業者が増えるという可能性もありますので、どのような形で今後管理をしていくのか、ずっと市独自に行っていくのか、それについて確認をさせていただきます。お願いします。

○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは、順次お答えをさせていただきます。

初めに、広さの関係でございますが、こちらは基本計画の上では平家というふうに考えておりましたが、上に物置を、ちょっとあいさいさんやなんか入れていくということで、そちらのほうで一部2階建てにしたことにより、ちょこっと広くしております。

開始時期でございますが、基本的には引っ越しをしますもので、引っ越しをして早い時期にということで御理解をいただきたいというふうに思います。

あと、人の関係でございますが、当然今度は有人の今の案内所になるということで、御来場された方に対する案内、あと当然観光協会のほうですので、当然外に向けての発信ということも必要となってまいりますので、そちらの両方を兼ね備えた形で進めていきたいというふうに思っております。

次、管理の方法ということですが、一応こちらにつきましては、指定管理の管理外というこ

とでございますので、新しく指定管理になるところとの関係は密接に取ってやっていっていただければというふうに思っております。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第52号（質疑）

次に、日程第4・議案第52号：愛西市職員の定年等に関する条例等の一部改正等についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

議案第52号：愛西市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について質問いたします。

まず最初に、退職金というのは退職されたときの給与が基になるということを知っていたわけですが、定年制度が変更することによって、退職金の算定の基本額、基準額はどうか、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、60歳から段階的に引上げというふうに書いてあるわけですが、具体的に段階的とはどういった計画をお持ちなのか、お聞かせをいただきたいと思います。以上です。

○企画政策部長（西川 稔君）

初めに退職金算定の基本額についてお答えさせていただきます。退職手当の基本額につきましては、当分の間退職事由を定年退職とした算定となり、これまでの退職手当の額と比べ減少することはありません。

続きまして、60歳からの段階的に引上げということに関しまして、2年ごとに定年年齢が1歳引き上がり、最終的には令和13年度に65歳定年となり、令和14年度に完全移行とされます。以上でございます。

○7番（吉川三津子君）

段階的に定年が引き上げられることによって、具体的に職員の総人数というのはどう考えていらっしゃるのか、こういった定年制をアップすることによって、職員の総人数の見直しもされるのかお伺いをしたいと思います。

それから、あと60歳以降の職員の人件費というのが交付税措置がされないようなことをちょっと聞いているわけですが、それが、交付税措置がどうなるのかお伺いをしたいのと、もしかして交付税措置がされないのであれば、60歳以下を雇用するのとどれぐらいの差が出てくるのか、その影響額を試算していれば教えていただきたいと思います。以上です。

○人事課長（青木万亀雄君）

それでは、御答弁させていただきます。

定年に関する定員管理の関係でございますが、こちらのほうにつきましては今後試算の中で、現在定員管理計画を設けておりますので、そちらのほうの見直しも来年度以降進めたいと考えております。

2点目の関係でございますが、人件費の関係でございます。人件費につきましては、現在私どものほうでは交付税措置はされないという認識でございますので、今後国からの指示があれば、またそちらのほう、対応をしていきたいと考えております。

3点目の、すみません、新人等の採用の関係でございますが、今後60歳定年から65歳に段階的に引き上がるということになりますので、そういったところは新陳代謝も含めまして、新人の採用も引き続き継続しながら進めたいと考えております。以上でございます。

○7番（吉川三津子君）

議長、1点答弁漏れでございます。いいでしょうか。発言していいですか。答弁漏れのところ。

○議長（杉村義仁君）

いや、今言いますから。

○人事課長（青木万亀雄君）

金額の差でございますか。

○7番（吉川三津子君）

はい。

○人事課長（青木万亀雄君）

金額の差につきましては、自治体のほうの負担というふうになると考えております。以上です。

〔「金額、具体的な試算」の声あり〕

ごめんなさい。試算につきましては、現段階でしておりませんが、65歳の定年になっていくことによりまして、若干金額のほうは増えていくと考えております。以上でございます。

〔「増えていく」の声あり〕

○議長（杉村義仁君）

理事者側もきちんと質問を聞いていただいて、答弁をきちんとしてください。ちょっとお待ちください。

○人事課長（青木万亀雄君）

すみません。65歳のほうに定年延長になりますと、市が負担する給与額としては増えていきますので、それに伴って人件費としては増額されていくものだと思います。

○7番（吉川三津子君）

議長。

○議長（杉村義仁君）

ちょっと待ってください。

○7番（吉川三津子君）

聞いていることとちょっとずれているので、発言してよろしいでしょうか。

○議長（杉村義仁君）

ちょっと待ってください。内容を今把握できておるかできていないか聞きます。

○人事課長（青木万亀雄君）

すみません。もう一度お願いしてよろしいですか。

○議長（杉村義仁君）

どうぞ、人事課長。

吉川議員も分かりやすくきちんと質問してください。

○7番（吉川三津子君）

分かりやすく言ったつもりでございますが、すみません。

地方交付税への影響額がどれぐらい出てくるのかということを試算できているのか、その辺をお聞きをいたしました。

○人事課長（青木万亀雄君）

申し訳ございませんでした。先ほどの試算につきましてはできておりません。失礼いたしました。

○議長（杉村義仁君）

次に、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、吉川議員と同じような質問になってしまいますが、ちょっと具体的に何ていうか、取りあえず最初に通告書のほうについて質問したいと思います。

定年の移行期間についてですけれども、2年ごとという話もありましたが、通告としては、年ごとの退職者の年齢と退職者数という形で説明をお願いをしたいと思います。

それから、採用と定年管理の今後の考え方についてはもう一度聞きますのでお願いします。

それから、管理職の定年と退職金との関係についても、聞きたいのはいわゆる60歳のときの退職金の予定額に対して、その後退職金との関係でどうなっていくのかというのを含めて、もう一度説明をお願いしたいと思いますのでよろしくをお願いします。

○企画政策部長（西川 稔君）

定年の移行期間、年ごとの退職者の年齢、退職者数についてお答えさせていただきます。

2年ごとに定年年齢が1歳引き上がり、最終的には令和13年度に65歳定年となり、令和14年度に完全移行されます。年度ごとの定年年齢退職者予定数を順次お答えします。令和5年度末61歳退職予定者数ゼロ人、令和6年度末61歳退職予定者数6人、令和7年度末62歳ゼロ人、令和8年度末62歳5人、令和9年度末63歳ゼロ人、令和10年度末63歳9人、令和11年度末64歳ゼロ人、令和12年度末64歳13人、令和13年度末65歳ゼロ人、令和14年度末65歳7人、以上でございます。

続きまして、採用と定員管理の今後の考え方についてお答えさせていただきます。採用に当たっては、定年引上げ期間中においても新規採用職員を継続的に確保することが必要と考えて

おります。現在の定員管理も見直しが必要であると考えております。

管理職定年の退職金の関係についてお答えさせていただきます。退職金については、役職定年により給料月額が7割水準とされますが、退職金の計算に当たっては役職定年前の給料月額も考慮されるため、不利益を受けることはございません。以上です。

#### ○5番（真野和久君）

確認ですけれども、要は定年に関しては、2年ごとに1歳ずつ引き上がるので、結局1年置きに退職していくという形になるということですのでよろしいですね。

あと、採用と定員管理については新採は続けるけれども、定員管理をこれから見直していくので分かりました。

あと、管理職の退職金に関しては、いわゆる60歳での役職までの基本額にプラス、いわゆるあと5年間の継続雇用という形での一定上乘せがされるというふうに考えてよろしいのでしょうか。その辺の確認だけお願いをしたいと思います。

あと、定員管理に関してですけれども、今後職員を増やしていくとか、そういう増員・減員ということとは別になるかもしれませんが、その辺りについても説明をお願いします。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

最初の質問に対してお答えさせていただきます。

退職手当の額は、勤続期間に応じた支給率で算定されますので、60歳までに35年以上の勤続期間がある者については、退職手当の額に変動はございません。

定員管理につきましては、現在のところ状況に応じて考えていきたいと思っております。以上です。

#### ○議長（杉村義仁君）

次に、14番・神田康史議員、どうぞ。

#### ○14番（神田康史君）

議案第52号：愛西市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について、これについて若干質問させていただきます。

条例改正案を見ますと、定年制を60から65歳に引き上げると。また、いわゆる管理監督職の方については、民間でいう役職定年制を導入して60歳としていると。これによって、賃下げや配置転換等、労働条件の変更がどのようになるかを、概略で結構ですから教えてください。多分総論でいくと、雇用保存、つまり労働者のだぶつき、それから賃金グロス、グロスというのは全体ということですが、の上昇。そうすると、それに対して新規採用の抑制ということはある程度考えないともたないと思っております。それについて、多分いわゆる雇用管理といいますか、採用の管理の見直しを含めながら一定の期間は対応されると思っておりますので、その労働条件の変更等はどうかということをお教えください。

次に、今は総論の話ですが、個々の労働者、職員にとって同一賃金同一労働の原則、それからモチベーションという問題が生じるはずですが。これについて、諸規定等をどう見直そうとされているのかをお答えください。以上です。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

まず初めに、職員の配置転換等、労働条件の変更がどのようになるかについてお答えさせていただきます。

改正によりまして60歳以後、役職定年制が導入されますので、管理職手当を受給している管理職から非管理職への降任を行います。また、60歳に到達した日後の最初の4月1日以後、7割水準として給料月額を調整することとされております。

続きまして、個々の職員にとって同一賃金同一労働の原則、動機づけについてお答えさせていただきます。今回の改正では、現時点の民間給与における高齢期雇用の実情を考慮し、国家公務員との均衡を図り実施されたものと理解をしております。給与水準は今までの再任用制度よりも高くなる見込みであり、職位についても責任を持って働ける水準とする予定でございます。また、先ほどの答弁と重なる部分がございますが、役職定年による役職の変更やジョブローテーションによる配置転換等により、職員へ配慮もしていきたいと考えております。以上でございます。

**○14番（神田康史君）**

最後に1点だけ、この運用方を見ますと、他の職への降任についての留意点という部分で、適性を有すると認められる職に配置転換すると、こういうことになっているはずですが。管理監督職以外の職のうち、できる限り上位の職制の段階に配置してくださいというふうな文章を読み取りましたけれども、そうすると玉突き事故が起きると思いますが、その辺は上手に考慮して、つまり次にこの職に行けるといふ人の上に行くわけですから、そういう問題が生じてくると思いますが、その部分について御留意いただいて対応していただければ結構です。回答は求めません。

〔「回答は求めないの」の声あり〕

すみません、回答は求めます。一応今の現状。

**○議長（杉村義仁君）**

ちょっとごめんなさい。回答はよろしいということですか。

**○14番（神田康史君）**

いえ、求めます。

**○議長（杉村義仁君）**

求めますですね。

**○14番（神田康史君）**

はい。

**○人事課長（青木万亀雄君）**

それでは、失礼いたします。今回、役職定年におきまして補佐級への最上位ということで管理職手当を含まない補佐級への降任をお願いするものでございます。そういった部分について吟味して実施したいと考えております。以上でございます。

**○議長（杉村義仁君）**

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第53号（質疑）

次に、日程第5・議案第53号：愛西市手数料条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

手数料条例の関係ですけれども、第53号：愛西市手数料条例の一部改正について、今回、犬の登録に関する変更ということで、登録時などに、あと注射のときなどにマイクロチップの有無をどのように判別するのでしょうか。

それから、あとマイクロチップの中には具体的にどのような情報が含まれているのか、まずお尋ねをいたします。

○市民協働部長（人見英樹君）

では、1点目のマイクロチップの有無の確認ですが、マイクロチップを装着している場合は登録証明書が発行されるため、証明書の提示で確認をいたします。

続いて、マイクロチップ内の情報ですが、マイクロチップ内には15桁から成る番号情報のみが含まれております。以上です。

○5番（真野和久君）

これは、マイクロチップを埋め込んだときに証明書を市町村が発行するというところでよろしいのでしょうか。

それから、あとマイクロチップの15桁番号というのは、犬の特定によって、その犬の情報そのものがどこかに保管される、例えば市等に保管されていて、それで判別がつくというようなことになるのでしょうか。その辺りについてお尋ねします。

○市民協働部長（人見英樹君）

マイクロチップの登録証明書につきましては、例えばペットショップが販売する前にチップを埋めた場合、そちらのほうで購入者がショップから証明書を発行していただくという形になります。

それから、その情報につきましては、全国で一元管理しております指定登録機関というものがございまして、そちらのほうで飼い主の情報ですとか住所等の犬の特徴等を管理することになります。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

◎日程第6・議案第54号（質疑）

次に、日程第6・議案第54号：愛西市社会福社会館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、11番・原裕司議員、どうぞ。

○11番（原 裕司君）

それでは、議案第54号：愛西市社会福社会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、3点ほど質問をさせていただきます。

立田社会福社会館の建築年数についてお伺いいたします。

それと、この建物と会館の今までの用途について、今までですね、お伺いしたいと思います。

それと、今後は普通財産という形になりますが、この施設の今後の利用の検討はどのようになされているのかお伺いいたします。

以上、3点お願いします。

○保険福祉部長（小林徹男君）

まず、建築年数でございますが、昭和62年建築で35年となります。

2点目の用途でございますが、社会福祉活動の推進及び市民福祉の向上を図るための事業として、貸館事業を行ってまいりました。

3点目、今後の利用検討でございますが、今後施設は解体を予定しております。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

議案第54号：愛西市社会福社会館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてお伺いをしたいと思います。

今、今後の利用ということで私も通告がしてあるわけなんです、解体というお話が出ましたが、土地の利用はどうするのか、その後どうするのか、教えていただきたいと思っております。

それから、この社会福社会館の廃止も、市長も私と同様、議員の頃から公共施設の面積を減らしていかなければこれから財政運営は厳しいということで、共にこのことは主張してきたわけですが、公共施設の面積は市長が就任したとき何平米で、現在はどれぐらいになっているのか、そのうちまだ活用が決まらず、公共施設が残っている施設はどんな施設があって、面積は幾らなのか教えていただきたいと思っております。

○保険福祉部長（小林徹男君）

まず、1点目の土地の関係につきましては、まだ未定でございます。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

よろしいですか。

○7番（吉川三津子君）

あれ、私ってこれ2番目って通告してなかったでしたっけ。

○議長（杉村義仁君）

通告してません。

○7番（吉川三津子君）

じゃあ再質問でした。すみません。

○議長（杉村義仁君）

通告ないものは……。

○7番（吉川三津子君）

再質問でいきます。

○議長（杉村義仁君）

はい。

○7番（吉川三津子君）

ごめんなさい。私の書き間違いで、再質問で言おうとしたのを1回目ですってしまいました。すみません。

あと、土地の利用が未定だということですが、市街化調整区域でどんなものならば利用できるのか、その目安等があれば教えていただきたいと思います。

それから、こうした、先ほども申しましたが公共施設の面積についてですが、市長就任時、何平米で、現在は何平米になっているのか、そのうちまだ活用が決まらずに公共施設が残っている施設、その面積について教えていただきたいと思います。

○保険福祉部長（小林徹男君）

土地の今後の利用方法でございますが、これもまだ決まっておられません。以上でございます。

○総務部長（近藤幸敏君）

公共施設全般の関係につきましては、ちょっと手元に資料がございませんので申し訳ございませんが答えできません。申し訳ございません。

○7番（吉川三津子君）

議長。

○議長（杉村義仁君）

いや、もう再質問は終わりましたので、質問……。

○7番（吉川三津子君）

答弁と食い違っているので、質問をしたことと。

○議長（杉村義仁君）

何が。

よろしいですか。

○保険福祉部長（小林徹男君）

調整区域でどういうものができるかというような御質問でしょうか。

○7番（吉川三津子君）

はい。

○社会福祉課長（田口貴敏君）

市街化調整区域において可能性があるという一例としてお話をさせていただきますと、社会福祉法人等が事業される場合にはその可能性は考えられると思っております。以上です。

○議長（杉村義仁君）

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第54号：愛西市社会福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について質問いたします。

建設年度と老朽化の現状について確認をしておりました。建設年度は昭和62年と、35年たっておるよということが分かりましたが、老朽化の現状、どのような状況なのか回答をお願いします。

あと、今後の利用についても質問しておりましたが、解体をして土地はどのような利用をするか分からないということですが、結局残りの土地についても利用できることは限られてくるわけで、そういった点では、やはり今の施設を残しながらするという事も検討すべきだと思うんですけども、そういう今後の利用について、再度答弁をお願いいたします。

○保険福祉部長（小林徹男君）

老朽化の現状でございますが、現状北側出入口の軒の基礎部分が腐食しております。さらに、自動ドアの不具合、トイレの不具合等があり、また原因が特定できていない雨漏りが発生しております。

利活用に関しましては、今のような老朽化による大規模修繕、こういうことが必要なこと、賃貸物件としての活用につきましては、都市計画法の規定により貸与ができませんので、その辺りの検討を含め、解体の方向ということで決めております。以上でございます。

○4番（河合克平君）

廃止をするに当たって解体をするということですが、大規模修繕が必要だということも今お話をしましたが、どのぐらいの金額を見込むので大規模修繕をできなくて解体をしたほうがいいのかというふうに判断をされたのか、そのような判断を当然されていると思いますが、教えてくださいませんか。単純に古いもので解体すりゃいいやということではないとは思いますが、その辺について確認をお願いします。

○保険福祉部長（小林徹男君）

大規模修繕につきましては、精算上約7,000万円かかると見込まれました。解体のほうが約4,000万円ぐらいで解体ができるということですので、その辺りを含めて検討した結果、解体のほうに決定をしたということでございます。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここで、休憩を取らせていただきます。再開は10時40分といたします。

午前10時28分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（杉村義仁君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第55号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第7・議案第55号：愛西市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、17番・高松幸雄議員、どうぞ。

○17番（高松幸雄君）

議案第55号：愛西市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部改正についてお尋ねいたします。

放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部改正は、放課後児童健全育成事業を実施する時間の延長等を行うもので、子育て家庭の保護者が安心して働くことができる環境を整備するためのもので、放課後児童健全育成事業を実施する時間をこれまでの午後6時30分だったものを午後7時まで延長することができるということとするとともに、延長利用した場合の利用料を定めることだということですが、放課後児童健全育成事業を実施する時間の延長等を行うことに至った経緯について、まずお尋ねいたします。

また、条例の一部改正がこのタイミングで提案されたのかを教えてください。

以上2点、お願いいたします。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

それでは、まず1つ目の一部改正に至った経緯を御答弁させていただきます。

公設の児童クラブは利用時間を午後6時30分までとしております。利用時間の延長について、以前から要望があり、指定管理事業者へのアンケート結果や近隣自治体の状況を勘案し検討しておりました。

これらを踏まえ、利用時間を各クラブの事情に応じて午後7時まで延長する方針を決定したことから、条例の一部改正をするものでございます。

続きまして、このタイミングで提案された理由ですが、令和5年4月からの利用時間の延長に向けて、利用者への周知、事業者への準備、学童保育システムの改修に速やかに対応するため、今定例会に上程いたしました。以上でございます。

○17番（高松幸雄君）

では、再質問をさせていただきます。

この放課後児童健全育成事業はどのように進められるのか、今後のスケジュールについてお尋ねします。

また、延長した場合の利用料について、この料金に決められた根拠についてお尋ねいたします。よろしく申し上げます。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

今後のスケジュールですが、現在、令和4年12月から放課後児童クラブの次年度受付を行っておりますが、申請する際に保護者の方へ利用時間延長についてのアンケートを行い、希望者の把握を進めます。当議案の議決をいただきました後は、延長利用の希望者がいる施設の指定管理者と利用時間を延長する協議を行います。令和5年2月に保護者の方へ児童クラブ利用決定通知書を送付する際に、併せて利用時間延長の周知を図ります。そのほか、市の学童保育システムの改修を行います。

続きまして、延長料金の根拠についてです。

延長利用料の算出につきましては、まず午後6時30分から午後7時までの延長に係る1施設の1か月分の経費をおよそ3万円と見込んでいます。利用者の御負担はその経費の2分の1相当額として1万5,000円となります。1施設当たりの利用者人数は5人から10人で、平均7.5を見込みます。これらを勘案して、利用者の負担を利用者人数で除して、1人当たりの延長利用料を月額2,000円と算出したものでございます。そのほか長期休暇の期間につきましては、月額を基に割り返し、その期間に応じて、夏休み2,500円、冬休み・春休み500円としております。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

議案第55号：愛西市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部改正についてお伺いをいたします。

1個目は、突然利用したい、明日とか、明後日とか、来週とか、そういったときの受入れはするのか。するのであれば、料金、手続等はどうするのかお伺いをしたいと思います。

それから、利用できる人の条件、何らかの証明書なり提出物が必要なのか、その点についてお伺いをしたいと思います。2点、まず。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

まず、突然利用の場合の手続についてですが、施設においてほかに延長利用の方が見れば利用可能となります。手続は、延長利用の届出を提出していただきます。延長利用料は、延長利用期間の区分ごとの料金となります。

次に、利用の条件は、お迎えの時間が午後6時30分を越えることが見込まれる場合に、延長利用の届出を前月に提出していただくことを基本とします。以上でございます。

### ○7番（吉川三津子君）

先ほど、利用したいか否かは前月に提出ということではありますが、多分、児童クラブとシフト等を大変厳しい状況で組んでいくわけですが、ある程度利用される方は、年間の予定、私は夏休み以外全部利用しますとか、夏休みだけ利用しますとか、そういったような形でないと、今支援員が少なく大変厳しい状況ですが、前月に来月やってくださいとかそういう話になると、それは大変厳しいだろうと思います。その辺のような工夫をされているのかお伺いをしたいと思います。ですから、年度初めに年間利用計画等の提出を求めるのか、その辺確認をさせていただきます。

それから先ほど、1か月3万円だよということで、3万円が指定管理に支払われるのかなというふうに今思ったわけですが、大抵人件費として、こういった受入れを毎日した場合、人件費がどれぐらいかかると、そしてこういった仕事を引き受けると、事務処理で集計したり、支援の報告書を作ったり、あと光熱費等もかかってくるわけですが、その辺どのように試算をして指定管理への支払い額を決められているのか、教えていただきたいと思います。

あと、資料の中で、市長が必要と認められるときには7時までオーケーですよということですが、これはどのような手続を踏んで7時までの延長を認めるのか。この7時までの延長に関しては何らかの追加料金、指定管理への費用の支払いがされるのか、その点について確認をさせていただきます。以上です。

### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

まず、どのような工夫をしているかということですが、まず受付の際に、親御さんには1か月単位の利用料金になります。なるべく急な場合については、ほかの利用、ファミリーサポートセンター等の利用になる可能性もあるし、受入れが可能であれば指定管理者と協議して受入れができるんですが、基本、指定管理者にも親御さんにも前月の申請となるということ、今回の部分はそのように周知をして行きます。

それから、経費の支払いについてですが、1か月3万円の人件費がかかる試算で1年分で計算し、ちょっとまだ具体的な支払い金額は未定ですが、その分の2分の1を事業所ということで試算をしていく予定です。

あと、現在、市長が認めるところというところで7時までとなっていますが、これは指定管理者からの申出があった場合、協議をしていくという形のものでございます。以上です。

### ○議長（杉村義仁君）

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

### ○4番（河合克平君）

では、議案第55号：愛西市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部改正について確認をいたします。

時間延長については、私たちも要望していたところではありますので評価するんですが、この延長利用料の負担、これについては負担をかけずに、利用者から延長利用料をもらわずにできないかというような検討はなされたのかどうか確認をさせていただきます。

また、延長利用料の登録については1か月前にするということでお話がありましたので、これについては答弁はいいです。

また、スポット対応というか、特別にということについても、指定管理業者が受け入れられるということがあれば受け入れるよということについて分かりました。また、利用料についても、1回であっても2,000円が必要なんだなあとということ、例えば月額利用の場合は、1回であっても2,000円が必要なんだなというふうに感じましたので、そういうことでいいかどうかというのはまた質問いたしますが、取りあえず利用料の負担にならないようにする検討について確認させてください。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

利用料の負担にならないようにする検討については、延長利用料について、これまでと同様に生活保護受給者や児童扶養手当受給者等に対する負担軽減を行うことを考えております。

それから、スポット対応の利用料については同額2,000円ということで先ほどもお伝えしましたが、そのように延長期間の区分ごとの料金となりますので、お願いします。以上です。

#### ○4番（河合克平君）

負担にならないようにする検討については、従来どおり、特別な方に対する軽減は行うということは分かりましたが、これは公設のところに限ってということになるのでしょうか。民間の事業者に対しては、その負担の軽減等については考えられるのか。これはあくまでも公設なので、民間の事業者はそれぞれやってもらうというふうに考えているのか、その確認をお願いいたします。

また、延長利用については、1か月前に分かれば利用等はしやすいわけで、そういった点ではそれは必要なと思いますが、先ほどもあったスポット利用については1回でも2,000円ということなので、そういった1日につき、1回につきというような形で見直しをすべきかなあというふうにも思うんですが、実際、民間の保育園などでは、そのように1回につき幾らということやっていらっしゃるようですので、そういった対応も含めて今後検討されていくのか教えてください。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

この見直しについては公設のみになります。

あと、見直しについてですが、児童館運営委員会でも協議をして、どのような内容で行っていったらいいかという検討をし、やはり計画的に、受入れ側も、それから子供のほうもやっぱり計画的に実施をしていくことにメリットがあるということで、子供の生活リズムに与える影響があるということも考えて、しばらくの間はこの方法で実施をしていく予定です。以上でございます。

#### ○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

◎日程第8・議案第56号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第8・議案第56号：調停の申立てについてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、11番・原裕司議員、どうぞ。

○11番（原 裕司君）

それでは、議案第56号：調停の申立てについて質問させていただきます。

鉄骨造りの瓦ぶき平家建て127.12平米と、軽量鉄骨の亜鉛ぶき平家建て4.32平米、これの契約前の利用状況、用途ですね。それと、契約後の使用用途についてお伺いをしたいと思います。

それと、この2点の建屋、物件の築年数及び建設費用についてお伺いをしたいと思います。

○保険福祉部長（小林徹男君）

契約前の用途につきましては、福祉作業所と自転車置場となっております。契約後は倉庫として使用されております。

建築時期でございますが、平成元年で、建築費用につきましては、文書保存期間が経過しており、不明であります。以上でございます。

○11番（原 裕司君）

当初の契約で、この建物、福祉作業所ということでしたけれども、倉庫に使われるという話でしたが、使用についての協議があったのかお伺いしたいと。

それと、30年以上たっておるということで、この修繕費についてどのような状況であったかということ。

そして、申立て趣旨の中で、契約終了後、土地及び建物を明け渡す義務が生じるという文言があります。当然、法人所有の建物もありますので、今後、明渡しに当たって、賃借だとか売却、そして更地という有無について、どのような協議を進められていくのかお伺いしたいと思います。

○保険福祉部長（小林徹男君）

契約書には、借受人の補助施設として使用することと明記されており、修繕の有無については定かではありません。現状のまま契約満了を迎えると、2つの建物については市所有のため、そのまま返還し、それ以外の法人所有の建物は解体していただき、土地を返還していただくこととなります。このような事態を避けるために話合いの場を設けるものでございます。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

次に、14番・神田康史議員、どうぞ。

○14番（神田康史君）

議案第56号、これを見ていきますと、今回、土地及び建物を対象とする使用貸借契約の満了後における法律関係についてあらかじめ合意に至っていく必要が高いということは、双方に争

いがあるということですね。したがって、この契約内容、経緯、期間について御回答をお願いいたします。

また、この物件、土地と建物の所有権はどこに存在するのかということでもあります。

それから、実際、私、現場へ行ってきました。そうしますと、特別養護老人ホームとか老人介護支援センターとかという建物が現実には建っていました。そうすると、そこで多分トラブルがかなり生じてくるとは思いますが、現状、できる範囲で結構です。また細かい部分のところまで行くと問題が出てくるかもしれませんので、現状できる範囲で御回答をお願いいたします。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

この土地につきましては、法人が特別養護老人ホームを建設するに当たり、使用貸借契約が締結されたと聞いております。

契約の内容、期間は、無償貸付けで、土地の貸付期間として平成6年2月1日から令和6年1月31日までと、倉庫等として使われている建物部分の土地としては平成7年4月1日から令和6年1月31日までの貸付期間となっています。

また、建物の貸付期間は平成7年5月1日から平成8年3月31日までとなっており、契約期間の満了の3か月前までにいずれか一方から書面による解除の通知がなされない場合につきましては、契約期間はさらに1年間更新されるものとなっています。そのため、建物の使用貸借は毎年更新されている状況となっています。

この物件の所有権につきましては、土地・建物とも愛西市でございます。

あらかじめ合意が必要な内容につきましては、契約満了後は有償での貸付け、または譲渡の契約をお申し出ており、法人としましてはこれまでと同様の契約を希望してみえますので、話し合いの場を設定するものでございます。以上でございます。

#### ○14番（神田康史君）

要するに、この問題で出てくるのは、このいわゆる附属施設の問題ではなくて、土地の問題ですよ。約900坪ちょっと、3反ちょっとぐらいですよ。要は、相手方さんとすれば、借りた経緯は分かりませんが、ただで貸してちょうだいと、ずうっと。市のほうとしては、賃貸借契約に変えてくれないかと。簡単に言うとそういう形なのかなあというふうに思います。本来でいくと使用貸借ですから、無償で貸しているわけですから、借り人のほう、賃借人のほう、ごめんなさい、賃借じゃなくて、無償賃借人ですね。借手側が非常に弱い立場のはずなんですけど、今回は結構そうではないような感触を持ちますので、要はこっちの4階建ての某施設ですね、私行ってきましたけど、かなり大きな施設です。解体するにはむちゃくちゃ費用がかかると思います。そうすると、弁護士さんを入れて調停をきちっとしていただいて、着地点がうまくいけばというふうには考えます。時間がまだ若干あると思いますので、早急に対応していただきたいと思います。

ただ1つだけ質問があるのは、この土地について、地上権の設定はされていますか。

#### ○高齢福祉課長（八木久美子君）

今おっしゃられたように、その土地に関しましては無償での貸付けをしております、無償の貸付けというのが使用貸借契約もしくは地上権の設定ということになります。市と借主においては使用貸借契約を締結しておりますし、地上権設定ですと登記が必要となりまして、登記に記載はありませんので、地上権の設定はないということになります。以上でございます。

**○議長（杉村義仁君）**

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

**○4番（河合克平君）**

では、議案第56号：調停の申立てについて確認をさせてください。

質問したい内容は大体出たんですが、使用貸借契約を結んだという経緯について、もう少し具体的におっしゃっていただければと思います。

貸借契約についての更新に当たっては、無償のものだったので、有償や譲渡をしたいということについてはお話がありましたが、そのほかの課題について、あれば教えてください。

調停について、合意する内容についても、無償ということでの合意ではなく、その他の方法での合意だというふうになるのであろうということは想像しますが、どういう目標とすべき、合意すべき内容というものについて再度教えてください。お願いします。

**○保険福祉部長（小林徹男君）**

この土地につきましては、法人が特別養護老人ホームを建設するに当たり、使用貸借契約が締結されたと、その程度を聞いております。

2点目の貸借契約の更新に当たっての課題ということではよかったでしょうか。貸借契約の更新に当たっては、無償でこのまま貸す理由がないので、有償でということでのことでもあります。

3点目の合意すべき内容につきましては、使用貸借契約以外の契約類型であると考えております。以上でございます。

**○4番（河合克平君）**

無償で貸借契約を結んだ経緯については、かなり前なので分からない方ばかりだと思いますし、佐織町時代ですので資料が残っていないのかなあというふうには思いますが、何でこのときに無償で契約をしたのかということの内容、もし分かる、誰か聞き及んでいるとか、資料が残っているのであればあれですけど、なぜ有償じゃなかったのかについて確認をさせてください。

あと、使用貸借の契約の更新に当たっては、どのような更新をしていくのかというところが今課題だということですので、無償でできない、無償でしないということは基本にするようですが、なぜそのまま無償で貸せないのか。貸すという判断をしなかったのか、そのことについて何か理由があれば教えてください。

調停について合意すべき内容については、使用貸借以外の契約でということがありましたが、先ほどから出ているように、有償の契約を行うのか、譲渡の契約を行うのかという提案をしているということですが、それ以外の提案の方法が、何か考えていることがあれば教えてください。

○保険福祉部長（小林徹男君）

1点目の経緯につきましては、申し訳ございませんが、過去のことですのでこれ以上のことは分かりかねます。

2番目のなぜ使用貸借がこのままできないかということにつきましては、先ほども御答弁申し上げたとおり、無償で貸す理由がないということですので、有償での貸付け、または譲渡ということで考えております。

3点目の件につきましても、賃貸借契約か売買契約ということで考えております。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第57号から日程第14・議案第62号まで（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第9・議案第57号：愛西市西保地区防災コミュニティセンターの指定管理者の指定についてから日程第14・議案第62号：愛西市藤浪地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定についてまでを一括議題とし、質疑を行います。

質疑をされる議員は、議案番号と議案名を述べてから質疑を行ってください。

それでは、通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、11番・原裕司議員、どうぞ。

○11番（原 裕司君）

それでは、議案第57号から議案第62号、各コミュニティセンターの指定管理の指定について、全般的なことでお伺いをしたいと思います。

各協議会で指定管理されるわけですが、その役員の数についてお伺いをしたいと思います。

それと、施設の効用の最大限の発揮という文言があって、各協議会で施設のほうの業務の中で各種団体の活動に施設の貸出し等をされておるかと思いますが、この主な貸出し内容についてお伺いをいたしたいと思います。

○市民協働部長（人見英樹君）

まず、1点目の各協議会の役員数についてお答えします。

各コミュニティ推進協議会等の組織構成や構成人数は会によって異なっており、会長、副会長、会計、書記、幹事の役員数につきましては、4人から12人で構成されています。

続きまして、主な貸出し内容ですが、各種文化教室や健康づくりのための教室、地元自治会関係団体及び各コミュニティ推進協議会の会議やイベント等の活動に利用されております。以上です。

○11番（原 裕司君）

当然、各種協議会、地元の協議会からは独立して、協議会で地元で管理をされているということでございますけれども、この指定管理の代表者の任期についてお伺いをしたいと思います。当然、毎年毎年、報告書等もあるわけですが、こういった代表者が替わった場合、どういう手続が必要になってくるのかお伺いをしたいと思います。

○市民協働部長（人見英樹君）

まずは、代表者の任期についてでございます。役員等の任期は、1年の協議会がほとんどでございます。

また、交代した場合の対応ですけれども、代表者が変更になった場合の届出につきましては、各協議会等の総会后、指定管理者変更届書を提出していただくことになります。以上です。

○議長（杉村義仁君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

議案第57号から62号、コミュニティセンターの指定管理者の指定についてお伺いをしたいと思います。

それぞれ指定管理の審査員から、今までの評価、そして課題改善点などの意見、どのようなものが出たのか御紹介をいただきたいと思います。

そして、また新たにこのコミュニティセンターでこういった事業をやってほしいんだというところで、市が加えた事業等があるのか。また、それぞれの指定管理者のほうから、次年度からはこういうことをするんだよというような新たな取組の提案があったのか、その点についてもお伺いをしたいと思います。

○市民協働部長（人見英樹君）

まずは1点目、今までの評価と改善点の意見等ですけれども、こちらにつきましては、今までの評価につきましては審査の対象になっておりませんが、審査委員からは、過去5年間は良好に管理されていたとの御意見をいただいておりますので、特に課題や改善点はございません。

続きまして、新たに加えた事業とか取組につきましてです。

地域住民の親睦及び集団活動の場となる身近な施設とし、持続可能な施設運営を目的としているため、市が新たに加えた事業や指定管理者による新たな取組については特にありません。以上です。

○7番（吉川三津子君）

先ほど、親睦とか集団活動のための施設だということで、こういったところで、今はこのコミュニティセンターというのは、ぶらりと予約がなくても使えるようなスペースが設けられているのか、きちんと会議室とか、そういったところを予約しないと使えない状況なのか、今のこの高齢者社会、行き場のない方々の行き場としての事業がされているのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○市民協働部長（人見英樹君）

コミュニティセンターにつきましては、貸館が原則ですので、やはり利用申請をいただいて、

許可をして使っていただくということになります。また、スペース的にはきちっと用意をしてございますので、目的に応じて申請していただきたいと思っております。以上です。

○議長（杉村義仁君）

次に、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、議案第57号から62号についてお尋ねをしたいと思います。

これまでの契約の中で、1つは災害時の対応について、それぞれとどのような契約になっているのか、現在ですね、についてお尋ねをしたいと思います。特別に、全部同じなのか、あるいは一部違うような契約があるのかについて教えてください。

それから、よく要望であるのが、例えば台風接近などの場合の自主避難先として使わせてほしいという声もあるんですけども、新しい契約の中でそうしたことを求めるような考えはないのかについてお尋ねをします。

○市民協働部長（人見英樹君）

初めに、災害時の対応の契約内容についてでございます。

避難所開設の協力及び突発的な災害等が発生した場合、避難者の受入れについて協力をお願いしております。施設によつての違いはございません。

続きまして、台風接近等などの自主避難先としての対応についてでございます。

こちらについては、自主避難先としての対応を求める考えはございません。以上です。

○議長（杉村義仁君）

理事者側、すみません。できるだけ静かに相談をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○5番（真野和久君）

災害時対応で、現在避難所とそれから避難者受入れのお願いということですけども、例えばそうしたところでの協議の具体的な内容、どういう場合にどういう形で対応してほしいとか、どういうふうに受け入れるのかというような具体的な内容の協議というのはされているのでしょうか。

○市民協働部長（人見英樹君）

包括協定書に基づきまして、そちらでそういった市からの避難所開設の協力要請・指示が出た場合と、先ほど申し上げた突発的な災害が発生した場合は、施設を開放して受入れ態勢を整えるということで、そちらの協定書のほうでお願いをしていきます。以上です。

○5番（真野和久君）

具体的にそういったあれがあるのかについてちゃんと教えてください。

○議長（杉村義仁君）

すみません。答弁漏れですので、答弁をきちっとしてください。

○市民協働部長（人見英樹君）

失礼しました。包括協定上は詳細までの取決めはしておりません。そのときに市から、対策

本部から指示をいたすところでございます。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第63号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第15・議案第63号：愛西市立田地域交流拠点施設の指定管理者の指定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

議案第63号：愛西市立田地域交流拠点施設の指定管理者の指定についてお伺いをいたします。

今、この交流拠点、都市公園等の整備が始まりつつあるわけでございますが、こういった交流施設、新しい交流拠点への参画の意思を確認してからの指定なのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

そして、今回の指定管理者となられる方ですが、事業内容等、変わったことがあれば教えていただきたいと思えます。

○産業建設部長（宮川昌和君）

初めに、参画の意思を確認したのかということでございます。

今回の指定管理者の指定につきましては、令和5年度と6年度の2か年の指定管理となります。再整備後の指定管理者への参画意思につきましては、今回の審査では確認をしておりません。

次に、前回の指定管理と事業内容が変わった部分ということでございます。

今回の募集の要項などの中で、施設整備などが円滑に行われるよう、必要に応じ協力することということを付記しております。以上です。

○7番（吉川三津子君）

今回、指定管理の審査をするに当たっては、この新規の拠点への参画については確認をしていないということですが、この新しい交流拠点の事業を進めるに当たっては、参画の協力等のお話を進めているということですので理解してよろしいのか、確認を1点させていただきたいと思えます。

それからやはり、先ほど事業内容で変わったことということは、やはり新しい交流拠点を工事していくに当たって、そういった工事等に円滑に進めるために協力してくれるのが条件だよということの意味なのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

○産業建設部長（宮川昌和君）

今回の指定管理の指定に当たりましては、次回の参画について全く審査のほうをしていない状況でございます。また、今後につきましてというところでは、まだ募集のそういう声なんかを出してございませんので、そちらについてまた御確認いただいた上で、参画していただけるかどうかというところをまた意思表示をしていただければというふうには思います。

次に、今回この中に円滑に行われるようというちょっと文言のほうを入れさせていただいた関係でございますが、やはりこちらにつきまして今議員もおっしゃられたように、道の駅周辺整備を進めております。道の駅の特徴として、当然トイレ、あと駐車場を24時間開放したまま進めていくというところもございますので、産直施設のほうもそちらに協力をしていただきつつ事業を進めていただきたいということで、こちらのほうを記載しております。以上でございます。

#### ○議長（杉村義仁君）

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

#### ○4番（河合克平君）

では、議案第63号：愛西市立田地域交流拠点施設の指定管理者の指定について質問いたします。

まず、この指定管理者の資料によりますと、指定期間が2年になっていますが、先ほどもお話ありました5年、6年になっている理由をまず詳細をお聞かせください。

また、募集方法については、今回非公募ですが、その以降についてはどのような公募の方法を考えているのか教えてください。

また、令和7年からの部分について、2年終わった後ですね、いろいろと今入っている農産物を提供して販売されている方々とか、あとテナントの方々とか、そういう方々についてはどのようにしていくのか教えてください。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

初めに、2年の理由でございます。こちらは交流拠点の施設、C棟とあって、産直施設のほうに先に建設していく予定なんですけど、こちらにつきまして、令和7年の4月に一応供用開始が予定されているということもありまして、今回の指定管理期間を2年というふうに設定をさせていただいております。

その次、令和7年からは公募するのかということですが、公募により指定管理者を選定する予定をしております。

その7年からの現在のテナントさんとか農家さんとの契約はということですが、テナントの選定、あと産直農家さんとの取決めにつきましては、新たな指定管理者に委ねることを想定しております。以上です。

#### ○4番（河合克平君）

施設管理については、令和7年4月から産直施設ができるという予定だということなので令和7年からにしますよということですが、今テナントさんについてもあるとは思いますが、そのテナントさんたちは令和7年からどのようにしていくのか、予定があれば教えてください。

ださい。

あと、令和7年から公募するというのですが、公募をするということの条件、何か今から考えているようなことがあればお伺いをします。特に、先ほどもお話ししましたが、現在のテナントさん等については新しい指定管理者と契約をしていくということで今お話がありましたが、御破算で今まで何十年とやってきた方々は全て一旦契約解除だよという形になっていくのかなあというふうに思ったんですが、そういったことでいいでしょうか。お願いします。

**○産業建設部長（宮川昌和君）**

それでは、順次御答弁のほうをしていきたいと思えます。

まず、テナントさんが今後どうなるかということでございますが、新しい募集の要項につきましては、まだ今の時点では完成をしておりません。そちらのほうでどのような形にしていくかということでございますが、テナントさんも当然指定して募集するようなことはできませんので、今回の募集の条件の中に入れていきたいなあというふうに思っておるのは、やはりこちららが産直施設ということもございまして、俗にいう地元の野菜を使ったという形の募集はしていきたいというふうに思っております。また、あとそれ以外のところについてはまだ今検討中でございますので、また順次考えていきたいというふうに考えております。以上です。

**○議長（杉村義仁君）**

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

次に、これから補正予算の質疑に入りますが、予算質疑におきましては、補正予算書のページ数及び款項目を示してから説明を求めるようにしてください。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第64号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第16・議案第64号：令和4年度愛西市一般会計補正予算（第8号）を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

それでは順次、議案第64号：令和4年度愛西市一般会計補正予算（第8号）について質問いたします。

まず最初に、光熱費全般についてお聞きしたいので、主要施策参考資料5ページの関係でお伺いをしたいと思います。款項目を言うとそれだけでたくさん時間を取りますので、全般ということでお伺いをしたいと思います。

今回のこの各施設での値上げの額ですけれども、個別で値上げ額を積算したのか、それとも統一のパーセンテージを掛けてそれぞれ導いた金額なのか。多分、売電会社ごとに、売電会社

もそれぞれあると思いますが、売電会社ごとにアップ率を掛けたのか、その点について積算根拠、今回の光熱費の全般の方針的なものをまずは伺いたいと思います。

それから、2つ目の質問です。

今回対象としたのは、指定管理と直営でしている公共施設のみなのか。その理由は何なのか。長期契約をしているものもあろうし、委託契約をしているものもあろうし、補助金事業をしているものもあると思いますが、そういったところについて検討はしなかったのか。検討したならば、今回指定管理と直営等に絞った理由等についても伺いをしたいと思います。

それから、子ども医療費について聞きます。

21ページの3款民生費、児童福祉費、福祉医療費、子ども医療扶助費について伺いをしたいと思います。

増額した理由は何なのか、具体的にどういったことがあったからこれだけ膨らんだんだというような傾向的なものを教えていただきたいと思います。

それから、生活保護費、21ページです。民生費、生活保護費、生活保護総務費、生活保護費補助金等返還金です。9月の決算のときにも私聞いたかもしれませんが、返還の内訳、そして原因、今後もどのような傾向が続いていくのか、その点について伺いをしたいと思います。以上です。

○総務部長（近藤幸敏君）

まず、1点目の光熱費全般の積算についてでございますが、こちらは一定の上昇分を見込んで算出をいたしまして、施設ごとに必要額を積算したものでございます。

次に、対象の関係でございますが、今回の補正予算は指定管理、直営に関わらず、光熱費の高騰により、市の公共施設を運営するための不足見込み分を算出いたしまして予算計上しております。

なお、委託事業、補助事業につきましては、委託契約や補助金交付要綱に基づき対応するものと考えております。以上でございます。

○保険福祉部長（小林徹男君）

私のほうからは、子ども医療費の関係です。18歳の年度末までの扶助費を拡充したことによる波及増分と考えております。

2点目の生活保護の関係でございます。

返還金の内訳を各項目の国庫負担金交付決定額、それと実績額、差額の順で申し上げます。生活扶助費の交付決定額が1億4,842万7,250円に対して、実績額1億4,091万228円、751万7,022円の超過でございます。医療扶助費の交付決定額が2億970万750円に対して、実績額1億6,919万7,755円で、4,050万2,995円の超過でございます。介護扶助費の交付決定額が1,534万5,000円に対して、実績額が1,557万3,433円で、22万8,433円の不足でございます。

主な原因につきましては、生活扶助費については、令和3年度中に被保護者世帯が減少したことが主な要因と考えられます。医療扶助費については、治療内容や手術の有無により金額の変動が多く、高額な医療費が少なかったためでございます。

今年度の傾向としましては、昨年と10月までの支出額を比較しますと、生活扶助費が昨年と比べて657万3,861円の減、医療扶助費が1,870万7,137円の減、介護扶助費が52万1,180円の減となっております。生活保護世帯が11月1日現在で180世帯と12世帯減少したのが主な要因と考えられます。以上でございます。

○7番（吉川三津子君）

それでは、順次質問をさせていただきたいと思います。

今の答弁で、公共施設のための調査をされて、施設ごとに積算をされたということが理解できました。売電会社によって影響額が大きいところがあると思うんですけども、中電以外で契約をされていて、かなり率としてアップ率が高いなというところがあれば教えていただきたいと思います。

それから、公共施設のみということでございますが、ほかの自治体では、民間の保育園、福祉施設、そういった補助団体等にも手を差し伸べている自治体があるわけですけども、そういったところまで議論されなかった理由について教えていただきたいのと、それから長期契約、委託、補助事業をされている団体については、こういったお困りのときには、市のほうに相談に応じますというようなお知らせ的なことはされているのか、それとももう全く言ってくることもないような体制なのか、その点の体制についてお伺いをしたいと思います。

あと、民間の保育園とか民間福祉施設でのどれぐらいの影響を受けているのか、そういったことも調査されたのか。もしかしてその調査をされたならば、調査結果がどうなのかも教えていただきたいというふうに思います。

それからあと、生活保護に関して、だんだん対象者が減ってきているということは、大変私にとっては、周りを見ていて意外だなというふうに感じるころなんですけれども、生活保護を受けられるのに受けずにいる方々の掘り起こしというか、啓発についてはどうなっているのか確認をさせていただきたいと思います。以上です。

○総務部長（近藤幸敏君）

売電会社ごとのちょっとアップ率については資料を持ち合わせておりませんが、積算に当たって、施設ごとの前年度の使用量を参考にいたしまして、直近の値上げ率でありますとか、一定の上昇率を見込んで積算をしております。

それから、委託の関係、補助の関係でございますが、これは先ほど少し申し上げましたところでございますが、光熱費とそれぞれの委託や補助の対象について、契約内容や補助金の交付要綱などに照らして対応を検討するものと思っております。以上でございます。

○社会福祉課長（田口貴敏君）

私からは、生活保護に関しての御質問にお答えをさせていただきます。

生活保護の方が減少しているということは、高齢世帯が最初多くて、亡くなる方も多いというのでそういったような傾向になっているとは考えておりますが、またその掘り起こしといいますか、総合的な対応として、生活困窮者の相談窓口を含めて総合的に相談に乗っているということで対応していると考えております。以上です。

○議長（杉村義仁君）

次に、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは質問をさせていただきます。

議案第64号：令和4年度愛西市一般会計補正予算に関して、最初に8ページ、9ページの16款の2項9目教育費県補助金について質問ですけれども、教育支援体制整備事業費補助金について、今回の雇用する非常勤講師の数と、それから担当する教科、それから配置する学校についてお尋ねをしたいと思います。

それから12ページ、13ページですが、2款1項1目の災害補償費についてですけれども、療養補償費の詳細についてちょっとお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それから、同じく12、13ページの2款1項4目12節の委託料に関して、財務会計システム改修委託料77万円について、改修内容はどんなものなのか詳しく説明してください。

それから14ページ、15ページ、2款1項7目、電算事務委託料についてですけれども、1,000万ですが、連携サーバー用備品の600万について、1つはマイナンバーぴったりサービス導入事業というのの詳細について説明してください。

また、この事業はマイナンバー関係ですけれども、国庫負担が2分の1である理由はなぜなのかについて説明をお願いします。

それから26ページ、27ページ、10款3項1目14節の工事請負費について、施設修繕工事費500万円についてですけれども、工事の詳細と工事の時期、期間について教えてください。

あと最後、28ページですが、今回の職員数の関係ですけれども、説明で4人減少というのがありました。採用数と採用辞退の数、そしてその理由について、また退職者の人数と年齢とその理由についてお尋ねをしたいと思います。

○教育部長（三輪進一郎君）

まず、1点目の非常勤講師の件でございますが、令和4年度の非常勤講師は20名でございます。市雇用の非常勤講師は、少人数指導やチームティーチングを基本とし、特定の教科に限定せず、状況に応じ時間数を配分し、小・中学校に配置しておるところでございます。以上でございます。

○企画政策部長（西川 稔君）

療養補償費の詳細についてお答えさせていただきます。

療養上必要な医療機関及び薬局への通院に係る費用でございます。以上です。

○総務部長（近藤幸敏君）

まず、財務関係システムの改修内容でございます。こちらは、財務会計システムのうち決算情報に係る内容変更による改修でございます。

次に、マイナンバーぴったりサービスの導入事業の詳細でございますが、内閣府が運営するぴったりサービスは、電子申請可能な行政サービスを全国横断的に検索し、そのままオンライン申請ができるサービスでございます。連携サーバーを設置することにより、オンライン化に

よる電子申請で受け付けたデータを個人番号利用事務系の基幹系に反映をさせるものでございます。

次に、国庫の2分の1の関係でございますが、デジタル基盤改革支援補助金は、補助金取扱要領により、補助金交付額は補助金申請額のうち補助対象経費として認められる額、もしくは補助基準額の上限を2分の1と規定されております。以上でございます。

○教育部長（三輪進一郎君）

工事内容でございますが、体育館に多目的トイレを設置、武道場の移動経路の段差解消とトイレの洋式化、校舎において車椅子利用時に使用する手洗い場の蛇口の変更などの工事を行います。

工事の時期につきましては、速やかに着手し、年度内に工事の完了を予定しております。以上でございます。

○企画政策部長（西川 稔君）

職員4人減少についてお答えさせていただきます。

一般会計における4人の減少の内訳は、採用辞退が2人、年度末退職の4人の減少でしたが、臨時的任用で2人を採用しました。

また、退職者の年齢は25歳から34歳で、退職理由はほかの職に就きたいという理由でございます。以上でございます。

○5番（真野和久君）

最初の非常勤講師について、これは全ての学校にということでしょうか。その場合、それぞれの学校に配置する人数、あるいはもしまたいでというのがあれば、その辺についても説明をお願いします。

それから、療養補償費、医療費に関してはそうだとは思いますが、これは災害補償、具体的にどういった病名なのか、そういったことがもし話ができるのであれば説明をお願いします。

それから、マイナンバーぴったりサービス導入事業についてですけれども、国との連携サービスの設置ということでしたが、現在、愛西市としてこのサービスをやっている事業そのものを導入とは言っていますけれども、現状では、連携されている事項はないのかについてお尋ねをしたいと思います。それからあとは、今後どういったことについて具体的に連携をしていくのかについても教えてください。

それからあと、職員について、採用辞退の理由について、回答ができる範囲であれば、できるのであれば回答していただきたいのと、やはり辞退、あるいは中途の退職というようなことがこれだけあるということは、ちょっとやはりかなり深刻だと思うので、その辺りの対応について見解を求めます。

○学校教育課長（猪飼政和君）

市が雇用する非常勤講師につきましては、全校に配置をさせていただいております。一部、学校の状況等に応じて2名配置する学校もありますが、同じ非常勤講師が複数の学校にまたが

るということはありません。以上です。

○企画政策部長（西川 稔君）

療養の症状ですが、膝の打撲というふうに聞いております。以上です。

○総務課長（佐藤博之君）

では、ぴったりサービスの件について御答弁させていただきます。

ぴったりサービスにつきましては、子育て、介護関係の26手続について、令和4年度末を目指してオンライン化を行うと国から示されております。

現状でございます。愛知全市申請届出システムにおきまして、6事業については既に実施が可能となっております。

また、今後の取扱いでございますけれども、本市におきましては、愛西市デジタルトランスフォーメーション推進基本方針によりまして、行政事務の効率化、デジタル化の実現のための環境整備の観点から、子育て関係、介護関係の26手続のほかにも様々な電算化に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○企画政策部長（西川 稔君）

職員の新規採用について、心がけていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（杉村義仁君）

次に、13番・近藤武議員、どうぞ。

○13番（近藤 武君）

それでは、令和4年度愛西市一般会計補正予算（第8号）について、3点お伺いしたいと思います。

先ほどの真野議員と重複する部分がありますので、そこは再質問という形で最初に質問させていただきます。

1つ目、10、11ページ、18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、1節一般寄附金の2,723万3,000円。これはふるさと納税に関するものだと思いますが、どれぐらいの件数の伸びがあるのか、また選ばれている内容の詳細をお伺いしたいと思います。

2点目として、12、13ページ、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、5節災害補償費15万円です。これは先ほど真野議員のほうからどのような公務災害だったのかというお答えをいただきました。その再質問として、その後のその方の状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

3点目、14、15ページ、2款総務費、1項総務管理費、7目電子計算費、12節委託料、17節備品購入費の1,614万8,000円。これも先ほど真野議員の質問でありましたが、こちらも再質問、同様な質問であります。連携サーバー用備品とはというのと、ぴったりサービス導入事業とはという質問でありました。その再質問といたしましてさせていただきます。

ぴったりサービス導入事業で進められる先ほどの26手続について、あいち電子申請届出システムの取扱状況と、ぴったりサービス導入における周知の方法はどのようにされるのかお伺いいたします。お願いいたします。

○総務部長（近藤幸敏君）

まず、1点目の寄附の関係でございますが、どのぐらいの件数の伸びがあるかということでございます。

10月末現在で寄附件数1,369件、寄附金額3,278万8,000円となっております。昨年度の同時期に比べまして、約48%の伸び率となっております。

次に、選ばれている内容についてでございますが、今年度11月末までの寄附件数の多い順で、シャンプー・アンド・コンディショナー、次にパンセット、それからチャイルドシート、それからたっぷりチーズセット、湯葉となります。以上になります。

○企画政策部長（西川 稔君）

けがをされた方のその後の健康状態ですが、10月1日に治癒報告書が提出をされております。以上でございます。

○総務部長（近藤幸敏君）

次に、ぴったりサービスの関係のあいち電子申請届出の取扱状況でございます。

こちらは、子育て関係の6手続はあいち電子申請届出システムによりオンライン申請ができるものとなっております。

また、ぴったりサービス導入の周知の関係でございますが、こちらはぴったりサービスとあいち電子申請届出システムにおける手続が重複しない取組を進めています。各申請の手続に係る周知につきましては、広報「あいさい」や市のホームページで実施していきたいと考えております。以上でございます。

○13番（近藤 武君）

ありがとうございます。

それでは、再質問として、今の寄附金のところの1件、再質問をお願いいたします。

ふるさと納税の関係でありましたが、今年度からラインナップされたものはどのようなものがあるのか、また見込みになっているとは思いますが、どのような算出で今回のこの金額になったのかをお願いいたします。

○総務部長（近藤幸敏君）

まず、今年度増えた返礼品の関係でございますけれども、好評いただいておりますシャンプー・アンド・コンディショナーセットをリニューアル、またミーティングテーブル、そしてチェア、それから個室ワークブース等の家具を追加いたしました。

次に、寄附金額の算出の関係でございますけれども、こちらは、ふるさと応援寄附金は年末にかけて大幅に増加をいたしますので、今年度の寄附金額に対しまして、昨年度を参考に月ごとの見込み伸び率から寄附額を算出してしております。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

議案64号の質疑の途中でございますが、ここでお昼の休憩を取らせていただきます。再開は13時ちょうどいたします。

午前11時55分 休憩

午後 1 時00分 再開

○議長（杉村義仁君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、1 番・馬淵紀明議員、どうぞ。

○1 番（馬淵紀明君）

議案第64号：令和4年度愛西市一般会計補正予算（第8号）について質問します。

14、15ページで、2 款 1 項10目24節積立金の7億4,984万2,000円の財政調整基金積立金5億2,600万円の、どのような算出方法なのか教えてください。

○総務部長（近藤幸敏君）

こちらは、令和3年度決算における実質収支額10億5,030万2,083円の2分の1の額を積み立てるものでございます。以上でございます。

○1 番（馬淵紀明君）

令和3年度の決算の実質収支額の2分の1というお話ですけれども、この財政調整基金と公共整備積立金にそれぞれ令和3年度のどのぐらいの割合を積み立てたのかというのと、その理由と、それから基金以外に充てられるのかをお聞きします。

○総務部長（近藤幸敏君）

今回のこの財政調整基金の積立金につきましては、地方財政法の定めによる2分の1を下回らない額を積み立てるものでございますので、そちらはそういった額になりますし、公共事業の関係については収支等を鑑みて予算額を計上したというものでございます。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

答弁漏れですけど、基金以外。

○1 番（馬淵紀明君）

議長、いいですかね。

○議長（杉村義仁君）

今、答弁漏れですけど、答弁の何が漏れているかをちょっともう一回説明をお願いします。

○1 番（馬淵紀明君）

もう一点、ちょっと声が小さかったかもしれないんですけども、基金に充てる以外に何か充てられる、地方財政法では定められているのか、ちょっと聞きたいと思ひまして質問しました。

○総務部長（近藤幸敏君）

失礼いたしました。

2分の1以外のものについては一般財源という形になりますので、特段充てるというものはございません。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

次に、4 番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第64号の令和4年度愛西市一般会計補正予算について質問をいたします。

まず歳入についてですが、8ページ、9ページです。

8ページ、9ページの17款2項3目の株式売払収入1億6,655万3,000円についてですが、これについては民間、売ったということは民営化するのかというふうに思うんですが、民営化をすることとなった理由と、あと民営化によって市の生産者への影響はあるのか、またもともと株式を売り払ったということですが、取得したのはいつなのか、譲渡の総額は幾らなのか、財政調整基金への繰戻しをした理由について、それぞれお願いします。

続いて、14ページと15ページですが、先ほども質問がありましたが、積立金についてです。

2款1項10目基金費についてですが、5億2,600万円と2億2,384万2,000円とありますが、財政調整基金と公共事業整備基金についてはそれぞれ目標としているのが幾らで、目標に対して何%の達成率なのか、何度も聞いておりますが、教えてください。

続いて、16ページ、17ページです。

2款9項1目の市民生活応援費で、生活困窮者自立支援金補助金返還金ということがありますが、実際使わなかった分があったのかとは思いますが、予定した人数が何人であったのか、給付した人数は何人であったのか、また金額が幾らだったのか教えてください。

続いて、3款1項1目の22償還金、利子及び割引料で障害者福祉関係補助金等返還金444万3,000円と生活困窮者自立支援事業負担金等返還金355万円については、それぞれの事業について、どのような計算でマイナス返還をしたのか教えてください。

続いて、18ページ、19ページですが、3款2項1目の児童福祉総務費の償還金、利子及び割引料5,892万5,000円について、それぞれの精算の根拠を教えてください。

続いて、3款2項2目の施設型給付費4,238万6,000円についてですが、利用増となったということは聞いたんですが、その内容について確認をさせてください。

続いて20ページ、21ページです。

3款2項6目の福祉医療費の扶助費、子ども医療扶助費で850万ということで、先ほど吉川議員からお話がありましたが、再度どのような計算でなったのか、増額する根拠について教えてください。

続いて、3款3項1目の生活保護費補助金等返還金4,779万2,000円ということで、これについても吉川議員からありましたので、ただ、ちょっと細かい数字だったので、何千万円まででいいので確認させてください。よろしくをお願いします。

続いて、同じページですね、4款1項2目の負担金、補助金及び交付金で県外及び市外予防接種事業で10万4,000円についてですが、どのような形で利用ができるのか、この申請の方法等がもし決まっているのであれば教えてください。

続いて、ページを変えて22、23ページ、6款1項6目の農業施設管理費で、観光案内施設備品、51条関係だと思いますが、600万円について、どのような備品を購入されるのか、また数量が分かれば教えてください。

最後になります、全体の光熱費が約9,400万円増額されるということでお話はありましたが、増額されることはもともとずっと分かっていたわけで、それに対して何か対策、それを減額するための対策、省エネ対策等が行ってきていたのであれば教えてください。また、今後行う予定があるのであれば教えてください。

以上、よろしく申し上げます。

○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは、株式売払い収入に関することで御答弁いたします。

まず民営化する理由、あと市の生産者への影響ということでございます。

民営化の理由でございますが、迅速かつ柔軟な経営判断に基づく市場経営が可能で、また民間の経営ノウハウを活用した市場の活性化が推進できるということから民営化するものでございます。

市の生産者への影響につきましては、市場業務規定がそのまま引き継がれることになっており、影響はないものと考えております。

次に、株式の取得時期、あと譲渡総額ということでございます。

株式につきましては、法人の設立が昭和53年ですので、その時期というふうに考えております。あと譲渡総額につきましては16億6,000万円でございます。以上です。

○総務部長（近藤幸敏君）

引き続きまして財政調整基金への繰戻しの関係でございますが、こちらは株式売払い収入を一般財源として収入しておりますので、財政調整基金からの取崩しを減額したものでございます。以上でございます。

○保険福祉部長（小林徹男君）

私からは、まず生活困窮の関係です。

当初は単身世帯3件、2人世帯を9件、3人以上世帯9件分の給付費として270万円の補助金申請をしておりました。実績につきましては単身世帯5件、2人世帯が2件、3人以上世帯が5件で給付費は196万円となっております。その他、振込手数料などの事務費を含めた返還となりました。

2点目の障害福祉関係の返還のことでございます。

返還の対象となった負担金につきましては、平成30年度から令和3年度までの3事業となります。令和3年度の障害者医療費国庫負担金と県の負担金、令和3年度の特別障害者手当等給付費国庫負担金、平成30年度から令和2年度までの障害者自立支援給付費国庫負担金と県負担金でございます。

3点目の生活困窮者の関係でございますが、令和3年度生活困窮者自立支援事業負担金については、生活困窮者自立相談支援事業費、被保護者就労支援事業費、被保護者健康管理支援事業費、住居確保給付費給付金事業に対する精算でございます。以上でございます。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

続きまして、償還金のそれぞれの精算についてです。

いずれの返還金も事業費確定に伴う補助金精算のため返還するものでございます。

続きまして、施設型給付費の利用増の具体的内容についてです。

施設型給付費の増額は、令和4年10月から公定価格の加算に処遇改善等加算Ⅲが追加されたことによるものです。それ以外の要因としましては、改めて直近の各園の園児数で試算いたしましたところ、全体として増額が見込まれ、その分の給付費を計上しております。以上でございます。

○保険福祉部長（小林徹男君）

続きまして、私のほうから子ども医療費の関係でございます。

これにつきましては、18歳の年度末までの扶助費を拡充したことによる波及増分と考えております。

続きまして、生活保護の何千万単位でということですので、また交付決定額、実績額、差額の順で申し上げます。

生活扶助費の交付決定額は1億4,800万に対して実績額が1億4,000万で、700万ちょいの超過です。医療扶助費の交付決定額が2億900万に対して実績額が1億6,900万で、4,000万円の超過でございます。介護扶助費の交付決定額が1,500万に対して実績額は1,500万と若干ありますので、22万8,000円の不足となり、合計4,779万1,584円の超過となっております。以上でございます。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

続きまして、予防接種事業の補助金についてです。

この補助金は、県外医療機関及び市外の指定医療機関以外で予防接種法に基づく定期接種を受けられた方に対して補助金を支払うものです。

申請方法は、医療機関の領収書を提出し、申請していただくものです。以上でございます。

○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは、観光案内施設の備品について、その詳細、数量ということでございます。

個別、場所ごとに行きたいと思えます。

まず観光案内所ですが、こちらベンチ3脚、ショーケース1台、カウンター、ハイカウンター・ローカウンター1台ずつ、あとスツール、椅子でございます、これ2脚、案内板1台、傘立て1台、あと情報端末検索用のパソコンが1台でございます。

あと事務室でございますが、デスク3台、チェアが5脚、収納庫3台、ホワイトボード1台、あと職員用のPC1台でございます。

会議室では、テーブルが4本、あと会議用の椅子で12脚、あとホワイトボード1台です。

給湯室では、キッチン棚1台、冷蔵庫1台。

あと、倉庫にはロッカーを1本用意する予定でございます。以上です。

○総務部長（近藤幸敏君）

前後して申し訳ございませんが、3点目の積立金の財政調整基金と公共事業整備基金の積立ての目標と達成率について御答弁させていただきます。

令和3年度末現在で、財政調整基金は目標額の約70億円に対しまして80%程度、公共事業整備基金は目標額の約110億円に対し69%ほどとなっております。

続きまして、全体の光熱費の増額に対する対策についてでございますが、こちらは光熱費高騰の動向から、年度の初め早々5月に光熱費の経費節減を全職員に通知をし、夏季における空調使用の節減などに努めてまいりました。また、この11月にも再度全職員へ通知し、周知徹底を行ったものでございます。以上でございます。

○4番（河合克平君）

では、順次させていただきます。

まず株式の売払いについてですが、財政調整基金に戻したということですが、この財政調整基金は、例えば何か、財政調整基金に戻すと一般会計になるので何でも使えるようになってしまいうんですけれども、この今まで第三セクターで行ってきたものについて、それを収入として得られるわけなので、そういった点では何か農業のために、また流通のために資するようなことを考えるべきかなというふうに思うんですが、そういう考えは検討されたのか教えてください。

続いて、積立金については80%、69%というのが分かりましたが、それは達成するまではずっと積み立てていくのか、それとも順次利用していくのか、どういうふうに運用していくのかなということちょっと思ったので、それを教えてください。

あと、障害者福祉関係補助金等返還金と生活困窮者自立支援事業負担金については、どの事業かということには分かったんですが、それぞれ金額が分かれば教えてください。

続いて、18ページ、19ページの3款2項1目の児童福祉総務費の償還金、負担金ですが、補助金を精算しましたというのは分かるので、その内容を聞いておりましたので、その内容を教えてくださいいただけますか。それは見ただけで分かるので、それは。お願いします。

あと、施設型給付費についてですが、公定での処遇改善でⅢというのがあって、それを入れていますということなんですが、ちょっとⅢの具体的な内容についてお伺いをします。

あと、子ども医療費についてですが、13歳までの増というのも、これも多分そうかなとは思いますが、現時点でどれだけ見込んでいたのか、これだけ多くなりそうな雰囲気があるのでそういうふうになったよというような具体的な、850万円の増額する根拠について聞いておりますので、それを教えてください。

あと、4款1項2目の県外及び市外予防接種事業補助金についてですが、償還払いという形ですということなので、事前に市に登録をして、どこどこ、市の指定したところじゃないところに行きますよといって言わなくても、後から領収書さえあればいいのか、その確認で、あとその申請の仕方については、いろいろと郵送だとかということも、ほかのそういう償還払いのところではやっていますが、そういったことも可能なのか、それについて確認をさせていただきます。

あと、観光案内所の施設は、今会議室もあるんだということが分かりましたので、そういったものもなんだなということが分かったので、これはいいです。

あと、光熱費についてですが、空調の部分だけ徹底したということでしょうか。よく自治体の、この前もそうですけど、行ったときには、昼休みは電気が全部消されておったり、そういうところって結構あるんですけど、そういった全庁的に電気代の負担を減らすみたいなことは行っていくつもりがあるのかどうか、それをお考えがあるのであれば教えてください。以上、よろしく申し上げます。

○総務部長（近藤幸敏君）

まず1点目の株式売払い収入の関係でございますが、こちらは一般財源として収入をしておりますので、これを財源に特に事業を実施するという予定はございません。

それから基金の関係でございますけれども、一応目標額ということでございますので、基金の活用を検討しつつ達成を目指していくものと考えております。以上でございます。

○社会福祉課長（田口貴敏君）

それでは、私のほうから障害者福祉関係補助金等返還金の内訳、金額に関して報告をさせていただきます。

今回返還の対象となった負担金の名称と返還額を申し上げます。

令和3年度障害者医療費国庫負担金76万8,853円、同県負担金38万4,427円、令和3年度特別障害者手当等給付費国庫負担金2万9,865円、令和2年度障害者自立支援給付費国庫負担金5万3,100円、同県負担金2万6,550円、令和元年度障害者自立支援給付費国庫負担金191万7,941円、同県負担金95万8,970円を、平成30年度障害者自立支援給付費国庫負担金20万1,775円、同県負担金10万887円となっております。

続きまして、生活困窮者自立支援事業負担金等の返還金の内訳でございます。

主な返還の項目といたしましては、住居確保給付金の補助金に対して、対象者14件に対して、168万3,240円の予算に対しまして、実績としては9件の81万2,300円の実績でありまして、このうちの国庫補助金の4分の3に当たる65万3,205円が超過となりました。

また、自立支援事業費につきましては、交付決定額が653万8,077円の交付決定額に対しまして実績が684万1,077円となり、30万3,788円の不足となりました。

また、被保護者就労支援事業につきましては、交付決定額188万1,244円に対しまして実績187万6,222円となり、5,022円の超過となり、それぞれ事業の過不足を合計しますと35万4,439円が返還額となります。以上であります。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

私からは、それぞれの返還金の内訳についてです。

児童扶養手当給付費負担金の交付決定額5,328万2,383円に対して実績額5,242万3,696円、85万8,687円の返還、子ども・子育て支援交付金の交付決定額7,453万2,000円に対して実績額5,083万7,000円、2,369万5,000円の返還、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金の交付決定額200万円に対して実績額120万円、80万円の返還、子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金の交付決定額3,000円に対して実績額1,320円、1,680円の返還、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業補助金の交付決定額7,951万4,000円に対して実績額4,600万

9,000円、3,350万5,000円の返還、子ども・子育て支援事業費補助金の交付決定額172万5,000円に対して実績額166万1,000円、6万4,000円の返還、合計5,892万4,367円の返還になります。

続きまして、処遇改善Ⅲの内容につきましては、令和4年2月から補助を行っている収入3%程度を引き上げる措置の続きという内容になっております。以上でございます。

○保険福祉部長（小林徹男君）

私のほうから子ども医療の関係でございます。

当初16歳から18歳までの入通院の予算でございますが、1,700万円を予定しておりましたが、この半年間で既に2,000万円の実績が出ております。過去数年のこれからの伸びを勘案しまして補正を上げさせていただいております。以上でございます。

○総務部長（近藤幸敏君）

光熱費の増額対策の関係でございますが、空調のみならず、施設の管理全般として経費の節減に努めるものということでございます。以上でございます。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

戻りまして、予防接種の補助金に関してです。

申請につきましては、接種後の申請でよいです。また、方法については郵送でもよいです。以上でございます。

○4番（河合克平君）

議長、1つだけ。

○議長（杉村義仁君）

答弁漏れですか。

なかったら次に移ります。

○4番（河合克平君）

もう一回質問したかったのにな。

○議長（杉村義仁君）

それは駄目です。すみません、それは。

では、他に質疑ございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第65号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第17・議案第65号：令和4年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第65号の令和4年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算の（第2号）について確認をいたしますが、16、17ページ。

16、17ページについて、歳入ですが、診療所の運営準備基金繰入れということで50万あります。これについては水道光熱費についての費用の増ということで見込んでおりますが、診療所については一般会計から繰り入れるということがありませんが、これはなぜなのか、ほかの施設については繰り入れているんですが、増額をしているんですが、この診療所についてはなぜ市から繰り入れないのか教えてください。

○保険福祉部長（小林徹男君）

運営準備基金を保有している状況から繰入れは考えておりません。以上でございます。

○4番（河合克平君）

運営準備基金があるからということで今お答えがありました。運営基金がある間はずっと市から補助金等、例えば交付税措置で700万円ぐらい交付税措置されていると思うんですけども、そういったものも一般会計から入れないし、運営補助金がなくなるまではずっとそれをなくすまで行っていくというような運用を今後も続けていくのかどうか、その確認をお願いします。

○保険福祉部長（小林徹男君）

現状ではそのような考えでございます。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第66号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第18・議案第66号：令和4年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、1番・馬淵紀明議員、どうぞ。

○1番（馬淵紀明君）

議案第66号：令和4年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）について質問します。

ページ数は10ページ、11ページ。

1款1項1目18節、補助金で559万円、介護施設等新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業費として上げられていますが、この対象の施設は幾つでどこか教えてください。

それから、ちょっと分かりにくい文なので、もうちょっと簡単にコンパクトに言いますと、この2施設の補助の内訳になると思いますけれども、内訳を教えてください、お願いします。

○保険福祉部長（小林徹男君）

対象施設につきましては、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホームなどでございます。

内訳でございますが、簡易陰圧装置1台分の設置で、補助額は209万円、家族面会室の整備で補助額は350万円でございます。以上でございます。

○1番（馬淵紀明君）

209万円と350万円という内訳のところ、これ内容が少し違う、何というんですかね、整備とか内容が施設ごとに違うのか、施設に対してそれぞれの補助内容が一緒なのか、その辺りちょっと具体的ところが分かればというのが1つと、これは県の補助でやっていると思いますけれども、補助金の申請期間と補助上限があるのか、またこれは周知とかはどのようにされてきたのか教えてください。

○保険福祉部長（小林徹男君）

先ほどの内訳の簡易陰圧装置1台分は、部屋にこの装置を1台取り付けられるもので209万円でございます。家族面会室、これは完全なパーティションで仕切られた部屋を設けるのと同時に簡易の陰圧装置をつけるもので350万円ということになっております。

これの周知につきましては、県からの補助制度の通知が届いた後に対象施設へ通知をしております。

もう一点は、後から高齢福祉課長から説明申し上げます。

○高齢福祉課長（八木久美子君）

御質問の申請期間でよろしいですね、申請期間につきましては、今回令和3年の10月に県から要望調査がございまして、ちょっと資料を持ち合わせておりませんが、3週間後ぐらいの締切り期間だったと記憶しております。そして、あと令和4年の6月に追加で要望調査もございまして、こちらも3週間ほどの期間だと記憶しております。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

上限については。

○高齢福祉課長（八木久美子君）

補助の上限につきましては、陰圧装置の上限が432万円、ゾーニング環境のほうは350万円の上限となります。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第66号：令和4年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）について質問をいたします。

同じく10ページ、11ページの1款1項1目の負担金、補助金及び交付金で、介護施設等新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業費についてですが、2つの事業について、名前、要望のあった2つの事業の詳細を聞いていますので、名前等もあれば教えていただけますか。特養と認知症云々と言われましたけれども、それについて教えてください。

あと、それぞれの経費、簡易陰圧装置はどここの事業所で、面会室はどここの事業所なのかというふうに思ったんですが、それについて経費の総額を教えてください。

先ほど補助上限は聞いたんですが、補助率ですね、経費総額の全体に対する補助率があるかと思いますが、その補助率を教えてください。

これについては、支援事業についての支援の申込みの方法についても聞いておりますが、先ほど令和3年の10月から3週間、令和4年の6月から3週間というふうに聞いておりますが、こういった内容についてはどの事業所も知っていて、手を挙げればすぐ申し込めるのかなというふうには感じたんですが、そのほかに説明、不足しているようなところがあれば教えてください、お願いします。

○保険福祉部長（小林徹男君）

事業実施施設につきましては、特別養護老人ホーム悠々の里と有料老人ホームナーシングホーム寿々愛西でございます。

特別養護老人ホーム悠々の里が簡易陰圧装置1台分の設置で、経費総額、補助額とも209万円でございます。有料老人ホームナーシングホーム寿々愛西が家族面会室の整備で、経費総額、補助額とも350万円でございます。ともに補助率は県費100%となります。

2点目については高齢福祉課長から申し上げます。

○高齢福祉課長（八木久美子君）

どの事業所も申し込めたらというような御質問でしたが、こちらは国の基金を使用しての補助金となりますので、どの事業所が、たくさんの事業所が申し込まれても上限があるようなものになります。以上でございます。

○4番（河合克平君）

2事業所があるということで、愛西市でいえば200ぐらいの事業所があるのかなと思うんですが、その中で手を挙げれば誰でも申し込めたのかどうかという確認をしたんですけれど、今の話だと誰でも申し込めるわけではないよという話があったので、それに対しての資格というのか、支援を申し込める条件があるのであれば教えてもらえますか。

○高齢福祉課長（八木久美子君）

施設の数につきましては、大体30施設ぐらいの施設となります。

あと、申し込める条件というのは、特に、先ほど答弁中でありました特別養護老人ホーム等の施設であれば、どこの事業所でも申込みはするんですが、たくさん申込みがあった場合に、皆さんがこの補助金を使って陰圧装置をつけたりということが出来るかということ、そういうことではないということです。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第19・議案第67号（質疑）**

**○議長（杉村義仁君）**

次に、日程第19・議案第67号：令和4年度愛西市水道事業会計補正予算（第3号）を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

議案第67号：令和4年度愛西市水道事業会計補正予算（第3号）について確認をします。

賃金に関わることだけということになっておりますが、ちょっと気づいたところがあったので質問しますが、6ページ、7ページの貸借対照表の中で資本の部の第7の剰余金の加入者分担金について、5億2,800万ということで加入者分担金が書いてあるんですが、これ、当初の予算からすると減っているんで、何か減った理由があるのであれば教えてもらえますか。

○上下水道部長（山田英穂君）

減った理由につきまして、予定貸借対照表の加入者分担金は、令和4年度末予定残高を令和3年度決算の認定に伴いまして、加入者分担金の増減額を見込額から決算額に改めたことによるものでございます。以上です。

○4番（河合克平君）

であるならば、加入者分担金が減っているということは加入者が減ったということなんですけど、それについてはどのような市として分析をされているのか教えてください。

○上下水道部長（山田英穂君）

加入者分担金の見込みに関して、ちょっと見込みのほうが多かったということで考えております。加入者自体は減っている状況ではございませんもので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・議案第68号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第20・議案第68号：令和4年度愛西市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第68号：令和4年度愛西市下水道事業会計補正予算（第2号）について確認をさせていただきます。

1ページにあります収入、第2条の事業会計収入について、下水道事業収益で他会計補助が

マイナス213万円になる、そのマイナスをした根拠を教えてください。

また、第3条の資本的収入及び支出の予定額について、第1款資本的収入についての補正予算額マイナス536万2,000円についてもどのような根拠なのか教えてください。

5ページを見ると、給与費明細書で差引きしてある金額があるんですけども、その金額にならないので、ちょっと詳細を教えてください。お願いします。

○上下水道部長（山田英穂君）

補正のそれぞれの根拠につきまして、まず収益的収入のほうです。5名のうち1名が主査から主事に変更しております。

資本的収入のほうでは3名のうち1名が課長補佐から主事へ変更をしております。

また、農業集落排水事業の配置職員の児童手当では、子供1人分が減となっております。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

○4番（河合克平君）

給与費明細書の中で、どれとどれをするとどうなる、その20万になって500万になるのか、もう一回教えてもらっていいですか。

○上下水道部長（山田英穂君）

こちらの収益的収入と資本的収入ですけど、こちらの入のほうに関しては、公共下水道事業の配置職員の人件費及び該当職員の児童手当を一般会計から繰り入れておりますもので、入と出のほうは異なっております。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・請願第3号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第21・請願第3号：「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願書を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・議案第69号から日程第25・議案第72号まで（提案説明・質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第22・議案第69号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてから日程第25・議案第72号：愛西市職員の給与に関する条例及び愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてまでを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画政策部長（西川 稔君）

それでは、本日市長名で提出いたしました議案第69号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正、議案第70号：愛西市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正、議案第71号：愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正、議案第72号：愛西市職員の給与に関する条例及び愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正の4条例の改正について、一括で御説明いたします。

提案理由といたしましては、令和4年8月8日に出された人事院の国会及び内閣に対する給与改定に関する勧告等に鑑み、一般職員の給料月額並びに議会の議員、特別職及び一般職員等の勤勉手当等を改定する必要があるためでございます。

改正の内容といたしましては、議案第69号では議会の議員、議案第70号では市長及び副市長、議案第71号では教育長の期末手当の支給月数をそれぞれ0.05月引き上げ、議案第72号では一般職員の給料月額を引き上げ、勤勉手当等の支給月数を一般職員は0.10月、再任用職員は0.05月、特定任用付職員は0.05月引き上げるものです。

この改正による概要につきましては議案第72号資料3に、改正による一般職員の影響額につきましては、次のページ、議案第72号資料4に記載してございます。

この4条例の改正の施行期日につきましては、一部の規定を除き公布の日でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（杉村義仁君）

次に、議案第69号から議案第72号について、一括して質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

真野議員。

○5番（真野和久君）

それでは、2点ほど質問をしたいと思います。

まず最初に、議会議員及び三役に関する手当として、今回勤勉手当が0.05月分の引上げになっていますけれども、その0.05月分の引上げとした根拠についてお尋ねしたいと思います。

そしてもう一つは、愛西市職員の給与に関する72号の関係ですが、平均改定率がプラス0.3%ということは、当然平均ですので、大きく引き上げた年代と、それからそれが一番低いところはどのぐらいになるかということについて、何歳ぐらいなのかについてお尋ねをしたいと思います。

○企画政策部長（西川 稔君）

0.05引き上げた根拠につきましては、人事院勧告により国家公務員の給与についても改定を行うことが決定され、給与法も改正されております。地方公務員についても、国からの通知により適正に対処する必要があると考えのものです。

もう一点の0.3%の年代に関してですけれども……、少しお待ちください。

○人事課長（青木万亀雄君）

それでは、失礼いたします。

30歳の半ばぐらいとしております。

申し訳ございません、30歳半ばまでが対象となります。

比率につきましては全体で0.3%でございますが、1級で1.7%、2級で1.1%、3級で0.2%、4・5級につきましては0.0%となっております。以上でございます。

○5番（真野和久君）

取りあえず、議員及び三役に関して、0.05という数字をどこからどういう形で算出してきたのかが聞きたかったので、それについてお尋ねをしたいのと、それからやはり、この改定の前に報酬審議会もやられていますので、愛西市の報酬審議会では手当については議論しないと言っていますが、しかし、せっかくなら、せっかくこうした形で開かれるのであれば、こうした引上げに関しても、やはり根拠を持って引上げをしてほしいと思いますので、そういう点で、そういったことにきちっと審議会等で議論をする気はないのかについてお尋ねしたいと思います。

それから、職員給与のほうに関してですけれども、引き上げるのは3級までで、4・5級はもう引上げはなしで期末手当の引上げのみということによろしいでしょうか。

○企画政策部長（西川 稔君）

議員の0.05%引上げに関してですが、国の指定給、俸給表の適用を受ける職員に準じて改正を行うもので、法的根拠があるものではございません。国会議員の期末手当の規定は、特別職の職員の給与に関する法律に掲げる支給月数と規定されており、同様な取扱いを愛西市も実施しているところでございます。

○人事課長（青木万亀雄君）

報酬審のほうにつきましては、報酬等の審議をしていただくところでございまして、期末手当等の審議はされておられません。

なお、4級と5級につきましては、給料表の改定はございますが、対象の職員はございません。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

吉川議員。

○7番（吉川三津子君）

議案第69号からまとめて質問をさせていただきたいと思います。

前年度は引下げがあったと思うんですけども、そういった経緯で前々年度、前年度、今年度ということで議長、副議長、議員、市長、副市長、教育長、それぞれ、もしかして数字をお持ちであればどのように推移をしているのか、金額のほうを教えてくださいと思います。

○議長（杉村義仁君）

理事者側のほう、できるだけ早く質疑をお願いします。

○人事課長（青木万亀雄君）

それでは、失礼いたします。

給料法の改定につきましては、29年の4月から令和2年の3月の間に改定のほう、市長につきましては93万1,000円、副市長については77万円、教育長については67万2,000円、議長については50万4,000円、副議長については45万3,000円、議員については40万3,000円とされておりましたが、令和2年の4月のときに改正されまして、市長につきましては93万4,000円、副市長については77万3,000円、教育長については67万4,000円、議長については50万6,000円、副議長については45万4,000円、議員については40万4,000円となっております。

しかし、令和2年のときには、議員については改正をしていただいておりますが、先ほど申しました平成29年の4月から令和2年の3月31日までの間については、議員のほうについては改正がされておりません。以上でございます。

○7番（吉川三津子君）

期末手当が前々年度、前年度、今年度ということで金額的にどう推移しているのか、そんなデータをお持ちであればお聞きしたいなというふうに思うんですが、なければ後ほど資料でいただくと助かりますので、よろしくをお願いします。

○人事課長（青木万亀雄君）

すみません、ボーナスにつきましては持ち合わせておりませんので、申し訳ございません。

○7番（吉川三津子君）

ありがとうございます。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は14時10分といたします。

午後2時00分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（杉村義仁君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、これから提案説明に続き補正予算の質疑に入りますが、予算の質疑におきましては、補正予算書のページ数及び款項目を示してから説明を求めるようにしてください。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第26・議案第73号（提案説明・質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第26・議案第73号：令和4年度愛西市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（近藤幸敏君）

それでは、議案第73号：令和4年度愛西市一般会計補正予算（第9号）につきまして御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,913万7,000円を追加し、総額を256億1,547万4,000円とするものでございます。

歳入につきましては私が御説明いたします。

6ページ、7ページを御覧ください。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金で、本予算の財源として2,913万7,000円を計上いたしております。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出につきましては担当部長より御説明申し上げます。

○企画政策部長（西川 稔君）

私からは、人件費の関係について御説明申し上げます。

今回の人件費補正につきましては、令和4年の人事院勧告等によるものでございます。

一般会計補正予算書の16ページの給与費明細書により説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

特別職の期末手当につきましては、令和4年人事院勧告等を踏まえ、支給月数が0.05月分引上げとなったことによる影響で18万2,000円の増額となりました。

17ページが一般職に関係するものです。

各課におきましては、給料、職員手当及び共済費で増額が生じております。給料で641万9,000円の増、職員手当で1,686万3,000円の増、そして共済費で309万9,000円の増、合わせまして2,638万1,000円の人件費の増額補正をお願いするものです。

増額の要因としましては、行政職給料表及び単純労務職給料表の給料月額引上げ、勤勉手当の支給月数が0.10月引き上げられたことが影響しております。給与費明細書に記載はありませんが、退職手当組合負担金についても100万8,000円の増額が生じております。

人事院勧告等による給料表及び勤勉手当の影響額は、議案第72号資料4のとおりでございます。

その他の会計につきましては、それぞれの予算書に給与費明細書を記載してございます。

これらの会計の増額は一般会計と同様の要因であり、これを補正するものであります。

人件費補正の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（杉村義仁君）

次に、議案第73号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

真野議員。

○5番（真野和久君）

16ページについてちょっとお尋ねします。

期末手当の補正前と補正後で、三役に関しては0.05月分上乘せになっていると思うんですけども、議員のほうは0.05月上乗せになっていますが、結局金額が同じになっているのは、理由をちょっとお願いします。

○人事課長（青木万亀雄君）

今年度議員の改選によるものでございます。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第27・議案第74号及び日程第28・議案第75号（提案説明・質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第27・議案第74号：令和4年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）及び日程第28・議案第75号：令和4年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第4号）を一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○保険福祉部長（小林徹男君）

議案第74号：令和4年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、第1条のとおり、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ65億1,505万6,000円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,896万7,000円とするものでございます。

本日の提出、市長名でございます。

続きまして、議案第75号：令和4年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、第1条のとおり、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ74万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億4,131万5,000円とし、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,087万6,000円とするものでございます。

本日の提出、市長名でございます。

両議案とも補正の内容としましては、人事院勧告に伴う人件費補正でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（杉村義仁君）

次に、議案第74号及び議案第75号について、一括して質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第29・議案第76号及び日程第30・議案第77号（提案説明・質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第29・議案第76号：令和4年度愛西市水道事業会計補正予算（第4号）及び日程第30・議案第77号：令和4年度愛西市下水道事業会計補正予算（第3号）を一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（山田英穂君）

それでは、議案第76号：令和4年度愛西市水道事業会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

第1条、令和4年度愛西市水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和4年度愛西市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款水道事業費用、補正予定額39万円、計4億9,547万6,000円。

第3条では、予算第4条本文括弧中の資本的収支不足額及び補填額を改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款資本的支出、補正予定額20万円、計4億6,441万1,000円。

第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費、補正予定額59万円、計8,425万円とするものでございます。

本日提出、市長名でございます。

続きまして、議案第77号：令和4年度愛西市下水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

第1条、令和4年度愛西市下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和4年度愛西市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款下水道事業収益、補正予定額34万5,000円、計18億2,180万2,000円。

第1款下水道事業費用、補正予定額54万9,000円、計17億5,531万円。

第3条では、予算第4条本文括弧中の資本的収支不足額及び補填額を改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款資本的収入、補正予定額18万5,000円、計19億5,090万8,000円。

第1款資本的支出、補正予定額41万1,000円、計23億5,624万1,000円。

第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費、補正予定額96万円、計1億1,452万7,000円。

2ページを御覧ください。

第5条では、予算第9条中の他会計補助金を改めるものでございます。

本日提出、市長名でございます。

両議案とも補正の内容といたしましては、人事院勧告に伴う人件費補正でございます。

以上、よろしく申し上げます。

#### ○議長（杉村義仁君）

次に、議案第76号及び議案第77号について、一括して質疑をします。

質疑のある方は、どうぞ。

[挙手する者あり]

河合議員。

#### ○4番（河合克平君）

さっきも聞いたんですけど、ちょっともう一回教えてほしいんですが、分かりやすいので下水道事業会計補正予算で、議案第77号の第3項の1ページ目ですね。

第4条には経費が多くなるのは96万円と出ています。資本的支出の41万1,000円と収益的支出の54万9,000円は、足すと96万円にはなるんですけど、その営業外収益、要するに他会計補助です、他会計からの繰入れだと思んですけど、イコールではない理由がちょっと知りたいんですけど、お願いします。

#### ○上下水道部長（山田英穂君）

まず、第3条収益的収入のほうですね。こちら営業外収益のほうで、こちらのほうが、こちらは公共下水道職員3名分のほうが見込まれておりまして、資本的収入のほうは6名分の公共下水道事業の職員のうち3名分の職員の繰入れのほうが入っておりますもので、先ほども申し上げましたが、入と出のほうが異なっております。以上でございます。

#### ○4番（河合克平君）

もう一回ですけど、第2条の第1款の下水道収益については、34万5,000円は3名分で、営業費用で54万9,000円は3名分じゃないということでもいいですか、確認です。

あと、第3条で資本的収入で他会計補助は18万5,000円を3名分、資本的支出も6名中3名、普通、一般的に金額は一緒になるかなと思うんですが、これは違うのが教えてくださいということです。

#### ○上下水道部長（山田英穂君）

こちらのほうは、まず収益的収入の営業外収益、損益勘定支弁職員8名のうち公共下水道事業配置職員3名分、資本的収入の他会計補助金、資本勘定支弁職員6名のうち公共下水道事業配置職員3名分になっておりまして、こちらのほうは公共下水道の人件費に関しましては一般

会計から繰り入れております。農業集落排水の職員に関しては下水道使用料のほうの料金で賄っております。以上でございます。

○4番（河合克平君）

それが知りたかったんだ、そういうことなの、分かりました。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第31・委員会付託について

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第31・委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に議題となっております議案第49号から議案第77号につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、また請願第3号につきましては、会議規則第139条第1項の規定により、それぞれの所管の常任委員会へ付託をいたします。

各常任委員会等に付託する議案等は、本日配付いたしました委員会付託議案一覧表のとおりでございます。

また、各常任委員会等の開催日程は、先般配付いたしました会期予定表のとおり行いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（杉村義仁君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は、12月23日午前9時30分より再開しますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時26分 散会

